《資料》

翻刻 (活字化) /沼田稲次郎「労働協約理論史の一 齣

一九三九(昭和一四)年一月八日擱筆

 井
 保

 雄

石

解題――「沼田稲次郎の青春――『戦後労働法学』以前――」の補遺

と運用』(総合労働研究所/労働法実務大系七)の「はしがき」のなかで入営する直前まで「労働協約理論史の一齣 獨協法学一一三号〔二〇二〇〕六五—六九頁)。沼田は一九七〇 ら、その研究生活は、わずか一年にも満たないものであった 進学した。しかし召集令状を受けて、翌年一月一○日に陸軍富山三五連隊に応召しなければならなくなったことか 分を受け、法学部を一年留年して四年間在籍し、一九三八(昭和一三) 、昭和九〕年)の九月、治安維持法容疑のために、警察に一ケ月間拘留されたことから、京都帝国大学から停学処 戦後のわが国労働法学を牽引した沼田稲次郎(一九一四~一九九七)は、京都帝国大学に進学した年(一九三四 (拙稿「沼田稲次郎の青春――『戦後労働法学』以 (昭和四五) 年四月、「特選給費生」として同大学院に 年に刊行した著書 『労働協約の締結

ろから執筆し始めたのか。この点について、

沼田はつぎのようにのべていた(同

『著作集』

第六巻労働協約論

[旬報社・一九七六]〔著者解題〕三六八頁。傍線は引用者)。

稿したのは、入営(一九三九〔昭和一四〕年一月一〇日)の前(々)日であったことは、 裁とした)。したがってそれは、本文執筆と同時並行して、注記作業がなされたものと思われる。 ためであろうか、 訂正したい)。 に送るよう託して入営したと回顧していた て応召の前日朝まで執筆を続け、書き上げた原稿を読み返すこともなく、 べている(本稿末尾には、「一九三九、一、八、夜更」と記されている)。 いて本文二一八枚・注記四三枚、 た。ここに翻刻したのが、 '弘頁」と記したが、それは注記部分のみをさしていることを原物〔ただしフォトコピー〕を見て、わかったので 同稿は左下隅に 同稿の本文は縦書き・漢字 横書き・漢字カタカナ混じりで記述されている(ただし翻刻にあたり、 10 × 20 沼田のいう「労働協約理論史の一齣」全文である 三省堂原稿用紙 計二六一枚にわたって執筆されたものである (旧字体) 平仮名混じり文であるが、注記については、本文と区別する (前掲・拙稿六八―六九頁)。それでは、 C」と印刷された二○○字詰原稿用紙を利用し、 沼田は戦後、 家族に大学院指導教官である石田文次郎 (その経緯については、 (私は前掲・拙稿六六頁 沼田は 雪深い実家の離れ 本文と同じく縦書きの 自身で何度も繰り返しの 同稿をいったい 細字の万年筆を用 沼田 後述する)。 n 屋にこも が本稿を脱 〔注 133 で、 いつご

―後述するように、公に発表することは予定していないものであった――を書き綴ったとのべてい

に論文を書き、 ので、ともかくも〔自らの社会法研究の成果を一引用者、 - 『日支事変』がエスカレートしていた時期だから兵隊にとられれば生きて帰えれるかどうかわ 入営の前日徹夜の朝にかきあげ」た。 以下同じ〕一応まとめるべく三八年の暮頃から急速 からなか つ

これによれば、「労働協約理論史の一齣」はおそらく一ケ月も満たない時間で執筆されたことになる。

しかし原

軍事 晩秋 型 導教授であっ め出 されたドイツ語原文から翻訳された文章の生硬さや、 すなわち漢字および筆記体でのドイツ語表記や用語の用い方は必ずしも統一されておらず、 の更なるコピ 時 派遣を増加させていた。当時、 膨大な著書・ 文献を邦訳するとともに、 藊 ている「沼 気呵成に書き上げていったのであろう筆力には、 間 的 以期以 .来上がった手稿を清書したものではなく、既述のように、本人いわく完成した原稿を 部 衝突からはじまった日中両正規軍の戦闘は急速に拡大して本格的な戦争状態となり、 0 表紙 猶予があったのかは知らない。おそらく最後は、慌ただしく書くことになったのであろう。原稿フォトコピー :分は含まれていない)。それによれば**、** 降に起筆されたものと思われる。 には 田稲次郎著作目録 た石 論稿を残せたと考えるべきかもしれない 「昭和十三年秋から冬にかけて執筆、 田 [博士宛に送っ」たものであったことを示している。 -その理由は後述 それに係わる検討をして、 召集令状が本人ないし家族に手渡されてから応召するまでのあいだ、 わが口舌筆硯の記録]e-yodo.sakura.ne.jp/numata/tyosakumokuroku.htmlがも -の束を見たとき、文字通り書き急いだであろうことは、容易に理解できた。 前年の 正確な日にちはわからないが、 夏、 驚嘆させられる。 +書き記していったのであろうと推測される。 必要以上の読点を多用した長い文章から判断して、 中 (沼田 应 国 年 北京郊外の盧溝橋付近での夜間野外演習の の著作目 月脱稿」と記されていたという(フォトコピーには そうであるからこそ、 「録は複数あるが、 しかし、 上記文章と併せ考えれば、 さほど目立った訂正 インタ 日本陸軍は逐次大陸 「読みなおす暇なく、 かぎカッコをもって示 沼田は生 ネット上に公開 それは どのぐらい 一箇所もなく、 涯にわたって 際 ドイツ語 あ おそら 0)偶発 らか へ の 指 的 0

字を判読できなかった箇所であることを示している(*一個が文字一字分に相当する)。また本稿は

なお左記の沼田稿

の翻刻にあたり、

文 中*****

[アステリスク]

を付した箇所がある。

それは、

私が

沼

細である)。

— 33 —

あり、 梟戦場の白昼にとびこむの前夜。)」という表記に示されているように思われる。 かし現実は、 沼田 は当初の予定では第二篇と併せた二部構成を構想していたようである それを許さなかった。そのことに関する沼田の心中は最終末にふされた (本「一齣」稿の末尾を参照 「結語」 の「(ミネルバ 0)

_

ば、 ŋ にとっては、より良き労働条件・待遇の獲得・実現であろう。しかし片や使用者側においても、 説明したのであろうか。とくに労使の集団的合意として締結された協約が個別の労働契約を規制することができる による市民法理の反省とでもいうべき課題意識から労働協約へと傾いたように思われる」(三六七頁)とのべていた。 末にふされた (一八五〇~一九二二) 九世紀後半以降の労働運動の高まりのなかで、かえって労使関係に係わる先進的な事象に対する法的検討・考察 .現われたとのべている。すなわち労働協約が労使のあいだで締結される例が多かった。それは労働者・労働組 では沼田の本稿執筆意図は、 競争の苦痛を相対的に減少せしめん」とするものであった。そのような労使関係のなかから現われた労働協約 |田は自らの著作集全一〇巻 一方では「労働者団体に対抗」しながらも、他方では「資本家相互の間に於て労働諸条件を一定することによ 〔著者解題〕 人と人との結びつきはあくまでも個人の自由な合意に委ねられるとする近代市民法は、 に関わることしかのべていない「序」で、沼田は遅れた資本主義社会としてのドイツでは、 の冒頭、 いかなるものであったのであろうか。内容的に第一章のロトマールPhilip Lotman (労働旬報社刊・一九七六年)のうち労働協約をテーマとしてまとめた、 先述したような事情から留年して大学生活四年目には、「社会的自主法の生成 沼田の言を借 どのように りれ

ここでの記述は

当初のものよりは少し具体的に沼田

の意図が表明されてい

る。

すなわち沼

田

が

本稿で行なっ

沼 中に り行きの中に於て、 0 田は、 は、 述べられて居る労働協約理論から、 何故であろうか。 本稿 の最後に位置づけられる三B 却て、 沼 理論的に法の在り方について反省せんとするものである」と説明している。 田 は 齣 ジンツハイマーの 稿の「序」のなかで「この小 îi 「労働協約の債権的機能について」のなかでは、 『集団的労働協約論』 論の課題は、 0) 中に展開された協約理論 口 F マー ル 0) 『労働 つぎのように 契約 同じことを 論 0) 移 0

察し社会法研究の出発点とすること」にあっ 私のテー マ (は 労働協約が強行的規範性を有し得るやを再検討することによつて、 た 法の在り方について考

ベ

ている。

Sinzheimer(一八七五~一九四五) 論点に関する両者の見解を相互に検討しようとしたものであるように思われる。 てを抜き書きして、 いるのは、 比較しながら読み解くことによって、上記の課題に応えようと試みるものであった。そして執筆項目 ロトトールのDer Arbeitsvertrag nach dem Privatrecht des Deutschen Reiches, 1 Bd(1902) これを目次としてみるかぎり、 ©Die Korporative Arbeitsnormenvertrag, 1 Bd,(1907) und 2 ロトマールとジンツハイマーの労働協約法理につい Bd. (1908) 7 同 0 の 二 社 様 建

年以来、 働契約論 ジンツハイマーとドイツ労働法』 、発見と民法』 口 1 -マー 社会民主党員であった――久保・ 第一巻(一九○二)および第二巻(一九○八)とともに、必ず言及される。同人は、 ル 0 名は、 (信山社・二〇一六) 一四二―一四五頁によれば、ユダヤ人であるという出自と一八七八乃至七九 わが国でドイツの労働協約法理、とくにその歴史が論じられるとき、その大著である前掲 (信山社・一九九八)六〇―七一頁、二一九―二二〇頁および小野秀誠 同前所は「大学関係者が……入党することはもとより、 久保敬治 同党寄りの行動 『フ ーゴ 『法学上

九二六(大正一五)

年以来、

わが国の九州大学図書館に収蔵されている

(同前所)。

帰 武市郎 二五頁 ~一九三八)がいた。同人はアメリカ東海岸での滞在をへて一九一四(大正五)年から一年二か月ベルンに滞在 以後三四年間在籍した。それは彼が市民国家であるスイスを気に入ったからであるという(小野・ 咳に接したと回顧している 的 ロトマールと接触した日本人法学者としては、野村平爾(一九〇二~一九七九)の指導教授である中村萬吉(一八八三 なることへの途が閉ざされていたことから、一八八八年にスイスのベルン大学のローマ法担当教授として赴任 をとることすら想像をこえることであり、 国後、 構成 (一八九一~一九四八) は一九二一(大正一〇) 〔注3〕・三九─四○頁 早稲田法学二、四および五の各巻(一九二三―一九二五)に連載し、これを書籍化して『労働協約の法学 (厳松堂・一九二六) を刊行している (拙著・同前書三〇頁 〔注6〕〕)。また検察官であると同時に母校である明治大学で教鞭をとってい 異常な事件であった」とのべている――がゆえに、 (拙著『わが国労働法学の史的展開』〔信山社・二〇一八〕二四 (注 26 年三月からドイツに赴くまでの六か月間、 および三九―四〇頁参照)。 なおロトマールの ドイツの大学教授に ロトマールの 同前所)。 旧蔵書は

別巻 法学における聖書、 省堂・一九八六] である)。ジンツハイマーの主著であるGrundzüge des Arbeitsrechts, 2. Aufl,,1927は、 蓼沼謙一〔共訳〕『労働法原理』〔第二版〕 働法学の形成に大きな影響を及ぼした(その評伝が、久保敬治『ある法学者の人生:フーゴ・ジンツハイマー』 七八号〔一九九六〕一一〇頁〕との同人特有のシニカルな評言がなされるほどに大きな影響をおよぼした。 方、 〔信山社・二〇〇八〕に収録〕。同書については、久保により、 同じくユダヤ系ドイツ人であるジンツハイマーにおいては、とくに同人の従属労働法論は、 仏典といった」 扱いが見られた(「フーゴ・ジンツハイマーと日本の労働法学」季刊労働法 (東京大学出版会・一九五五)として、邦訳された (のちに蓼沼 わが国の一九五〇年代、「誇張していえば労働 楢崎二郎 が 玉

寸

|体協約

は労働者側からみれば自己の団結力を以って交渉した成果であり、

経営者

側からみ

n

ば

団結

た労

的に 働法論 ては、 紳士 した森 係法に関 して組合活 展をめぐって」六甲 重要な役割をはたしたとされる鈴木義男 法違反事件の弁護を多く手掛け、 ぎのようにのべ 沼 敗 第 稿で論じた、 研究指導を受けたとのべてい であっ 西谷敏 戦前すでに後藤清 山はジン 0 巻 本稿 する体系書であった 沼 下井隆史 筆 動に従事するなか、 (労働 たと回 が示すように、 0 『ドイツ労働法思想史論』 が復員した明くる年の ツハイマーからも教えを受け、 頃 労働協約論の基本理解に関するロト ている 旬 報社 - 台論集四卷四号 |想していた を参照 Н · 一九七六) 『労働協約理論史』 ジンツハイマーの労働協約論についての一考察 ジンツハイマーに対する関心や影響 沼 (執筆から公刊にい 執筆・ (拙著 田は た 戦後は社会党 (同前書四 同 に収録され 刊行した『日本労働法論』 文中の丸カッコの数字と挿入句 五月に夕刊京都新聞に就職 書 前掲書四一 (日本評論社・一九八七) 二一三頁以下の説明が明解で、 九五七)八〇一九一頁がある。 (一八九四~一九六三) も、 (中巻) (有斐閣 「純学者的な」ロトマー (右派) た たる経緯等は、 のなかで 頁 (以下、 -マール 注62)。 頁および四六―四七頁 国会議員として活動し、 九三五)により、 引用 「労働協約の当事者」につい (代理説) とジンツハイマー 上 同 は、 は同書による) 同前書四六三頁以下の 語代に欧米に留学 ジンツハイマーからベルリン滞在 中 は引用者が付したも 論説委員となるとともに、 わ ・ルに対い なお、 が (日本科学社・一九四八) 国では戦 詳細に紹介され ジンツハイ Ļ 協約規範の効力につい (注72)。 は、 最近では日本国 同 前からすでにあ 人は 旧労組法時代の Ĺ またとくに て言及してい マー のである)。 [著者解題] 戦 「常識の てい (団体説) 前 0 同労組 労働協約論 た。 [憲法二五条制 戦 わかりやす 、発達し のちに同 中 0 ての また戦 集 沼 た。 期、 対立 る箇 時に、 団 0 田 的 組 理 治安維 「日本労 た円満 先に言 労使 合長と 後 本 著 個 定 0 0 0 0 人 作 発 作 持 及

ど問題がない 働者を相手とする契約である。 束力が単に社会規範としてのそれでなくて法規範としてのそれであると見なければならないところに、 協約令以前のドイツを念頭においている 規範的拘束を個々の労働者に対して、及ぼしている協約の根拠を如何なる意思に求むべきかに存したわけであ ことに国家法において、 のに対して、 労働組合の当事者資格については議論せられてきた。 協約の規範的拘束力を明確に規定していない場合――ここでは、 ……(一)労働協約締結の当事者の問題も経営者側の当事者についてはほとん (引用者) ―について、 議論が紛糾したのである。ことに協約の 議論 の焦点は、 一九一八年労働 現実に 拘

てい 沼田 は

苦心が存していた」。

働協約に規定された労働条件を下まわる労働契約中の該当部分を無効とし、無効となった部分については、協約 立根拠を見出そうと試みたということが理解できよう。 立法論を念頭においたジンツハイマーの議論を対比させることにより、 つきは自由なる契約によって作られ法秩序はすべて国家によって作られるという近代的法思惟」 建ておよび本文と一致することが理解できよう。 の苦心に言及し、わが国では労働協約の規範的効力が旧労組法二二条 (現行法一六条) に規定されたことから 「ロ 九七六] 一九八頁) 法 ・マールに始まる先学の苦心は日本の労働法によって一応解決せられている」 る。これを本『一齣』と読みくらべたとき、『日本労働法論』 的 性格」 労働法律 「組合員個人が協約当事者であり組合はそれを代理するという代理説に固 に基づいたロトマールと、 句 報 川 四 号 (一九五三) 労働者の置かれた立場に関する社会学的な考察に依拠しながら、 そして沼田は「一 のちに同『著作集』 そこでの中心的な論点は、 中巻の引用箇所は内容的に 齣」稿で著わそうとしたのは、「私人 解釈論として、 第六卷労働協約 (同前書二三三—二三四 つぎの点にあっ 労働協約の規範的効力の存 法 論 (沼田 齣 〔労働 の目次の柱 頁 すなわち労 口 「協約規 旬 間 1 報 の結 マ 1 ル

る

と訳した の労働条件に置き換えられるという大陸法系の労働協約法制の最大の 「不可変的効力」と邦訳され、 (「一齣」二B (註7) 参照)"Unabdigbarkeit"を、 後藤清が「強行的規範的効力」とし、 法的にいかに説明するのかということであった。 特徴をなし 沼田がこれに示唆を受けて (西谷 前掲書二三一 「強行的規範 頁)、

労働者団 とする損害賠償責任をジンツハイマーとは異なり、立法論ではなく、 のような試みは 沼田はまた、 .体の損害賠償責任の限界について法的確信を生ぜしめる所の物的基礎をなす」(傍点は引用者) 本「一齣」稿の最終段において、使用者による労働組合に対する労働協約上の平和義務違反を理 「労働者団体の破滅は、 換言すれば、その労働者達そのもの、破滅への道であらう。 解釈論として否定せんとしている。 とのべ 沼 田 は そ 由

として意識されているとき、そのような意識を支えるのが「団結権 は法的効力を承認する」(沼田 を通した……表現 られる」。 国家の作らざる法である。 籾井常喜 〔改造社 「正義ある [編] しかし「それは当事者の自由意思の合致というよりも、 田 ·一九二六〕 二九五頁以下に収録) の労働協約に関する理解は、 『戦後労働法学学説史』〔労働旬報社・一九九六〕四一〇―四一二頁参照)。 V (生成) は 権利の確信」 それは、 であるということを認め、 ・前掲 だと説明する 〔労働組合という〕 「法的性格」二〇一頁)。そして、そのような協約規範が契約ではなく、 戦前の末弘厳太郎の「社会的自主法」(「労働協約と法律」 の系譜に連なる「法的確信説」だといわれる (沼田 それが、 私的団体が一方の当事者となって締結する協定によっ 同 前稿二〇六頁)。そのような 社会規範として行なわれ (社会正義ない 労使の関係を規定している社会的 し生存権 てい 0 「団結権 すなわち 思想を裏づ る実態を直 (西谷敏 は 孤立 諸条件 同 (けとする)」 協約規範 視して国 『労働: 的 個 .. の 意思 7 法 訮 は

権

利ではなく、

社会的

人間

の権利であり、

その場合

"社会的"

というのは市民社会一般ではなく、

まさに特殊的

を置いたものであることを意味する。ここに協約規範が法規範性の契機ととらえることができる」(同前所)。 ……協約規範がその労働組合が自主的に参加形成した社会規範であるということは、 沼田は本「一齣」稿のなかで「法的確信は単にか、る階級にのみ妥当するのではなく、普遍性をももつものであ (国家と個人との中間の生ける社会)なのである。かかる社会人の団結権の実現の形態は労働組合である。 それが正義あるいは権利に根

認めざるを得ない根本的要請として、あらゆる他の正当性に対して優越的であり、より根源的である」。 生存権は、 人間存在に根源的なそして確実なるものに根底するが故に、 人間であると言う事を肯定する限 らねばならない」として、最終末でつぎのようにのべている。

れ、その後豊穣たる拡がりを見せた沼田の思惟は、それらに先立つ一○年ほど前の戦時期の大学院々生時(二四歳 こうして敗戦後復員して間もない一九四八 (昭和二三) 年、またその五年後の一九五三 昭 和二八)

の習作たる本「一齣」稿によってあらかじめ提示されていたのである。

 \equiv

したい。 最後に、 ドイツ語にも、 ドイツ法にも堪能でない私が、本「一齣」稿の翻刻をするにいたる経緯について、

着のあるものであったのであろう。生前、 第六巻 本稿は沼田本人が生前、「もとより印刷されていないし、今後も印刷に付する気はない」(沼田 〔著者解題〕三六八頁)とまでのべていたものである。そのようにいいながらも、 何度か言及していた。したがって、その存在は一部の人びとのあいだに 沼田にとって、 ・前掲 『著作集』 本稿は愛

したような経緯から

本

齣

稿を閲読することを諦めていたが、

浅倉教授のお言葉に励まされ、

葛西

|氏に連絡

理

非

をい 先生の <u>-</u> 京に 公刊 刷りを沼田 ピーが首都大学東京 後労働法学』 知 は勝手に 歳で天寿を全うされたが、 応答をえたことや、 館を通じて同稿を管理する同法学部教授会の見解として、 世をさっ 沼 6 に持ち帰 齣 ただいた。 田 れ 環として長野県蓼科にあった別荘に赴いたとき、 · 一九九九) 足跡」 九 0 死後、 稿の原本があるかもしれないから、 関心をよんでい ″幻の論文″ は た後、 の高弟である浅倉むつ子教授 以 労働法律旬 文子氏が沼田 そのなかで浅倉教授から、 前」と題する論稿を本誌、 フ 沼 のなかで、「一齣」稿に触れて、 オ 田 それに対する私自身の所感を示した 1 0 0 (現・東京都立大学) と名付けてさがして」いた 0) 葬 コピーをとったこと 儀に際 H 報 た。 同夫妻の次女である葛西朱実氏が沼田旧居の整理のために、本年春まで滞在されてお [か陽の目を見ることもあろうかと思っております」とのべていた 一四一三号 [一九九七] の三回忌に合わせてまとめた沼田遺文集である『人間まんだら: たとえば、 Ļ その略歴を紹介するなかで本「一齣」 (早稲田大学名誉教授) にお送りしたところ、 沼 法学部資料室に収蔵されていることがわかったとのべた。 沼田の配偶者である文子氏は昨年(二〇二〇〔令和二〕 獨協法学一一三号に発表した。 (都立大学法学部資料室にあるものと一致しよう) 田 同前稿の所在をたずねてみてはどうかとのご助言をいただいた。 と東京都 $\widehat{}$ 長年行方不明で、「門下の諸氏も見たことがないとのことで、 四―五頁)。私は先述したように「沼田 「本棚の一番奥にあった」本稿を見出したことや、 四〇頁) <u>寸</u>. (同前稿六六—六八頁〔注〕 部外者はその複写はもちろん、 大学 とのべていた。ところが Ó 「同僚として長年過ごした籾井常喜 そのなかで、 稿について言及していた 133)。本年初め、 早速に読後感を記した書 私は 沼 閲覧すらもできない 田 稲 の死後、 沼 次郎 同 に 田稲 齣 前 ふれて、 年 0 新)。 次郎拾 その しかし 稿のフ 青 $\widehat{}$ 九月、 沼 同 春 九三二 蔵書整 前 私 田 同稿を東 私 稿 同 オ 稲 は先述 九八 次郎 0 1

簡

抜

書

旬の 高円寺 だけでも)見に行くといった私に、 稿も処分されたのであろうと推測される。 氏からご返事をいただいた。ただし残念ながら、いただいた返信(電子メール)には 浅倉教授とご一緒して、 葛西氏は沼田の遺族として東京都立大学図書館に「一齣」稿フォトコピーを見たい旨の連絡をとられ、一〇日間 がふされている いることが判明した。 いと記されてあった。これにより、 0 1 た。 沂 É たのであろうが、 時間を要して同稿 という様ざまな商品を扱う、今では珍しい個人商店が立ち並ぶ街路を抜けた早稲田通り近くの住宅街に位置 かつては家中所狭しと書籍がおかれていたという家内を案内していただいた(屋内に置くべき場所がなくなっ 風 曜日の午後に高円寺北に赴いた。その日は、 説の表題に由来する(「時代の栞/ 駅北口から、 建物は、 の外観が目立つもので、母屋 沼田 の旧居宛にて手紙に拙稿の抜き刷りを付して、お送りした。すると、思いがけず数日もおかず、 (同前書四○九─四一四頁)。おそらく、 あとから増築したのであろうか、 「高円寺純情商店街」 同前 訪れたときは冬のためか、 (更なるフォトコピー) を取り寄せられ、それを私にご恵与いただくことになった。 本年三月初め同氏とお会いする約束をした。それのみならず、その前に沼田旧居を 『人間まんだら』の末尾には、 興味があるのならば、 沼田の「一齣」稿の原: (木造二階建て・白いモルタル壁) 私にとっても、 『高円寺純情商店街』」 作家・ねじめ正一が直木賞を受賞した(一九八九 葉を落としていた。 幸いにも、 白い壁にこげ茶色の柱や筋違が外に現われ 同書刊行後、文子氏はそのほかの沼田遺文とともに「一 内部を案内するとのご提案をいただき、 同書に収録されなかった沼田の手になる文書類のリス 同稿は文字通りの幻となったのかと思われた。 物はこの世に存在せず、 晴天の暖かな日であった。沼田旧宅は中央線 朝日新聞二〇二一年六月三〇日夕刊三頁参照 家具類もほとんど片付けられた状態であった の東側や北側は夏には蔓が青く壁を覆 一齣 その複写物のみが残され てい 稿のオリジナル 罕 るハ 私は本年 -成元] フ・テ そこで 年 (東京 二月 ĺ 同 同

モーカーであったのであろう。

とであった。 に座り、 花をつけていたという―― たりに掲載されている写真のうち、 南 側に窓が大きく開けた八畳ほどの床は板張りの部屋であった。 旧制高校時代から続く習慣であろうか、 机上に置かれた灰皿には山のようにたばこの吸い殻があったという。 庭に新たに書庫も建てられたとのことであった)。 窓辺に立って、 沼田が白いつるバラの咲 庭に向く上半身が写る部屋の真上に位置し、 多くの場合深夜、 沼 家人が寝静まったなか原稿を書いていたとのこ 田 峝 の 沼田はそこで、 人の誕生日である五月下旬には、 書斎は、 前 相当のヘビー 掲 椅子と机ではなく、 『人間まんだら』 居間脇の急な階段を上が (=チェーン) 0) 毎年多くの 文机の なかば ス 前 あ 0

方母 賞や囲碁を楽しみ、 ち沼田 しもそれをこころよく思うわけではない様子であったとのことである。 う草花を愛し、 また戦後沼田自身が家庭をもつようになってからは、 葛西氏は、 (七四歳)、 すい は、 から 弁護士であった父・勇三郎により小学生の頃から毎朝漢字や漢詩を教えられる 家族から見た沼田の育った家庭環境と父親としてのあり様につい 脳梗塞を発症し、 植木職人が庭の手入れ ″海の如き愛情″ 家族には温顔をもって接し、 その後遺症により言語と右手 を注がれ、 (樹木の剪定等) 親子の情愛の面でも経済的な面でも、 声を荒げることもなかった。 家事は妻に任せ、 のために訪れた日は、一木一草を慈しむ心情からか、 (右半身) 仕事の合間に読書と詩作にふけり、 沼田が の自由を失ったあとでも、 庭の樹々や文子夫人が育てたであ て、 一九八八 つぎのように語られ 何不自由なく豊かに成長した。 (昭和六三) ^{*}朝飯教育^{*}を受け、 その穏 年一二月 すな やかか 必 五. ず わ

性格と豊かな感情

ば

失われず、

また不自由ではあったろうが、

(なお、

私は、

前掲・拙稿で沼田の身長について、一八〇センチを超えると書いたが、

実際は

機能した左手で好きな漢詩を毛筆で書いたり

七二、三センチであったという。

姿勢のよさのためであろうか、

実際よりも長身に見えたそうである)。

序 言:

ロトマールの労働協約理論

労働協約の法律的類型、特に協約の当事者について

労働協約の効果について。特に、Unabdingbarkeitの問題

についても、話をうかがえたことを幸いとしたい。本「一齣」稿の翻刻・公表については、葛西氏から、沼田長女 そのような沼田理論が紡がれた舞台裏ともいうべき場所を、建物が取り壊される前に訪れ、家庭人としての沼田

竹内由紀子氏とともに、ご承諾をいただいた。

労働協約理論史の一齣

(ⅱ) 如何なる法律効果を有するか (i) 労働協約は法的効果を有するか В А

ジンツハイマーの労働協約理論

Α 労働協約の法律的類型、 協約の内容とその当事者とについて

(i) 労働協約の内容

沼田稲次郎

- (∷) 労働協約の当事者
- 労働協約の法律効果

В

iii

労働協約の定義

- (i)労働協約の規範的機能はUnabdingbarkeitを持つか(i)労働協約の規範的機能はUnabdingbarkeitを持つか
- 説)労働協約の債権的機能について

ナチス政権以前に於て、

労働協約に関する法的理論意識の最も発展せる国は独逸であつた。

勿論、

労働組合に

序言

て、労働協約の問題も、 ては、 て遥に深刻に労働問題を負はされて居り、 る団体交渉と、 更に国家的法秩序の次元に於ても亦問はれなければならなかつたからである 既に早くより存して居たのであるが、独逸に於ては、 その結果締結せらる、労働協約とは、 社会的諸勢力を即自的にその担ひ手とする社会規範の妥当領域内に於てのみ関はる、こと 然もそれは政治的色彩を濃厚に帯有せざるを得なかつたことに照応 独逸より数十年前に資本主義的経済組織を確立せる英国に か、る立遅れた資本主義の故に、 却てその出発点に於 於

夕大会に於ける両派の合同成り、

館と鞭」との政策を以て臨んだのであるが、

者協会

の結成となり、

一八六九年にはアイゼナッハ

派

(マルクス主義者達)

が団結し、

一八七五年に至つてゴ

ル派

〔全ドイツ労働

独逸社会民主党は有力なる政党として登場し、之に対してビスマルクは有名なる

労働運動はその前に崩壊せず、

地下運動化しつ、も執拗に強化され

独逸に於ける組織的労働運動は、

一八四八年の擾乱に端を発し、一八六三年には、ラッサ(III)

— 45 —

その動向は著るしく、

強められた。

ものと見て差支えないのであるが、その後、(四) 協約の正史が、 八九九年第三四回労働組合会議に於ける、 八九〇年ビスマルクの失脚後は社会党 全印刷業を包含する所のDeutscher Buchdruckertarif(ドイツ印刷業労働協約) 労働運動の正史と共に消長することは言うまでもあるまい。 〔主義者〕 労働協約への傾向は、 Döblinの提議の承認によつて、 鎮圧法 〔は〕廃棄され、 被傭者自身の消極的態度にも拘らず拡大に向ひ 増々普通化されて、二十世紀に入るや 労働運動は燃え上つたのである。 一八七三年に総罷業及総解 が労働協約 0 端緒をなす 雇の結果成

得なかつた。蓋し、 の勢力は侮り難いものに成長して居たからである。即ち、 進性の故に低賃銀や改良施設の節約などの生産費低下を必要として居たのであり、二つの必要は互に背反せざるを 於ける制覇の道が宿命的な方向となつた。その後には、 然るに、一九世紀末葉以後に於ては、ドイツ資本主義は既に独占的資本主義に急速に再編成せられ、 産業平和は利潤の一部を労働者の側に投資することなしには達することを得ざるまでに労働者 国内的な産業平和を実現すると同時に、 低廉なる労働力を得んとすれば温和を犠牲にせざるを得 独逸資本主義

労働力を擁護し得るものであることを意識して、その中に自己を組織する事が、 矛盾的対立が歴史的現実であるとするならば、か、る労働者団体こそ賃労働の優越なる主体的存在者として、 の威圧から保護する盾を得しめる唯一の途であらねばならぬ。そして、 の現実的主体たり得るものと言わなければならない。従て、かかる勢力のみが主体的勢力と死せる労働から生け れたる労働者の団体こそがその担ひ手であらねばならぬ。資本主義社会の基礎的弁証法に於て、資本と賃労働との 然しながら、 温和を得んとすれば何等か労働者に対して譲歩をなさなければならなかつたのである。 言うまでもなく、 か、る労働者の勢力は孤立的個人としての労働者に戻するのではなく、 かゝる組織内に於ける彼の活動のみが、 個々の労働者をして彼自身を資本 歴史 優 Ź

体の結成を刺激したことをも見逃してはならない。 件を一定することにより、 を促進せしめる。 労働者団体は増加し且つ強化しつ、あつた。然るに、 て歴史的 主体 的 且つ、一方に於ては、 活動としての意義を担い得ると考へられる。 競争の苦痛を相対的に減少せしめんとする要求が、 かゝる労働者団体に対抗する目的の外に、 労働者の組織の発展は、 然るに、 独逸の労働者はその途を進んだ。 それに対抗すべき資本家団体の結 労働協約の当事者としての資本家 資本家相互の間に於て労働諸 かくて、 可

対立 は、 には政党の対立、それと密接なる聯関を持ちつ、も一応は経済的な分野に於ける資本家及その団体と労働組 的に法の在り方について反省せんとするものである 論から、 b 的契機が彼の関心をそゝつたのであつた。然も、この問題は、 のであらねばならなかつた。この小論の課題は、 以上 その、重要なるものの一つは、 が、 歴史的 の如く、 ジンツハイマーの 世界市場に於ける独逸資本主義の経済的 主体の実践的活動 ユンカー的、 「集団的労働協約論」 ビスマルク的政策の衰退後、 奶の中 から、 労働組合の団結権と団体交渉権の問題であつた。 その解決を迫られたる生ける課題であり、 の中に展開された協約理論 地位に規定せられて、 口 1 ュー 独逸に於ては労資の対立が顕著なる現象となり、 ル 0 やがて法の在り方に迄深められるべき必然性を含む 「労働契約論」 複雑な、 への移り行きの中に於て、 然も深刻な諸問題を投げかけ 0) 法学者に於ては、 中に述べられて居る労働協約 かくて、 労働協約理 特に、 却て、 論 その法 政 0 構 で居 治

既成 労働協約につい 労働協約 然の市! 一年に彼の主著たるDer Arbeitsvertrag nach dem Privatrecht des Deutschen Reiches第 民法的秩序に即自的に立つ学者にとつて、 の法律理論に関心を向け、 ても、 基本的な考察を、 精しく吟味せる恐らく最初の法律学者はPhilipp Lotmarであつた。(6) 瑞西 [スイス] 労働協約の現象は驚くべきことだつたに違ひない。 の困難にも拘わらず、 可成り成功的に為しているのである。 先

成

的

3

ずそれを現行法秩序の中に何処か安住の位置を考えねば気が済まない。然し、未だその現象が却て既成の市民法的 マールは実にか、る学者であつた。 会的現象の発展の方向は望ましいものとして、法学者らしい理想主義的性格から、彼は好意的に之を眺める。 意識の反省を要求するものたることについては、未だ自覚的たることを得ないのである。 それにも拘らず、この社

- 1 考へられない。(〔波多野鼎・山村僑・山川均〕 経済学全集第十八巻〔『社会政策』改造社・一九二九〕 山川均「労働組合 なつたのは一九世紀後半社会民主主義者が組合の組織に着手してからである。独逸の労働組合は社会民主党と離れては 英国の労働組合が自立的成長をなせるに反し、独逸のそれは主として計画的になされた。労働組合が独逸で本格的に
- 2 忠誠なる労働者に対する社会保険法は、社会民主党に対する社会党鎮圧法とを指す。

Döblinの提議に曰く、「一定期間賃銀その他の労働条件を規制するところの労働協約は、労働条件確定に当り労働者が

- に於〔おい〕て追求に値するものである……」(後藤清『労働協約理論史』〔有斐閣・一九三五〕三頁〔註一〕より) て労働協約は、その内容の確保と実行とを保障する強大なる団体が企業者側に於ても労働者側に於ても存する如き職業 企業家と同等の地位を有する事〔こと―原文、以下同〕を証するものであると見る事〔こと〕が出来 [でき」る。そし
- 章世界市場と社会政策参照 以下、二三四頁以下参照。及大河内一男『独逸社会政策思想史』〔日本評論社・一九三六〕八頁以下、特に第五編第四 〔訳〕〔慶應書房·一九三五〕) 一五三頁以下、一九七頁

(永住道雄

4

ヴァルガ総監修『世界経済恐慌史』第一巻第二部

- (5)「労働協約は、対立者との闘争を回避する為のみならず、競争者に対して出来るだけ同様なる生産諸条件を※ す為にも亦賃銀条件及労働条件を確定するのである。」(Sinzheimer, "Rechtfragen des Arbeitstarifvertrags L. Brrauchen wir ein Arbeitstarifgesetz? Jena] (1913)S.17.)
- 6 Lotmarは一九〇〇年に"Die Tarifverträge zwischen Arbeitgebern und Arbeitnehmern"と題する論文を発表してゐる。

A 労働協約の法律的類型、 一 ロトマールの労働協約理論

特に協約

の当事者について

その内容たるべきものとして定められた規定こそ、その本質的規定を構成するものであると述べてゐる。 は三つに分けられるのであるが、 る規定は労働協約にとつて本質的なものではなく、労働関係に関する規定、 口 1 マー ル は、 労働協約の類型(Thatbestand des Tarifvertrags)を、「内容と形式とによって」規定する。(ギ) その中、 一時的必要の為に置かる、所の一時的規定や、 即ち個別的な労働契約の締結に際して、 労働協約そのものに関す 内

得るのである。 として対立すべき者」たることを要し、 約に参与するか るとなす、 を認めるのであるが、 して、彼の表象する所のものは、)大量的現象を解釈せんとして、 のである。 労働協約の形式に於ては、それが一の無名契約であるとなし、 (Mehrkeit) 法的人格者が誰であるか、特に労働者側に於て個々の労働者と労働者団体とが如何なる法的資格に於て労働協 彼に於ては 謂 次に、 代理 である場合もあり得るけれども、 〔――〕、の問題に集中して居るのである。 説の立場に立つて居る。 か、る当事者は、 かゝ場合に於ては、 それ故、 個別者の集積であり、 追認の理論を見出すのであるが、 未だ、 雇傭者の側に於ては、 かゝる者こそ「労働協約の本来的主体 団体は、 団体が当事者たるのではない。 然しながら、 被傭者側では多数体のみが当事者たり得るのである。 その構成員を代理するものであつて、 未だ、 か ロトマールによれば、 、る個人主義的代理 独自の組織体としての労働者団体の如きものでは 自然人又は法人である所の個人である場合も、 論点を、 その展開の行程はやがて、 か、る契約の両* 勿論、 寸 (ursprünglichen Subjekts) | 当事者は先ず、「雇傭者及被傭者 理 |体が協約の締結に関与する場 論に立脚し 当事者は構成員自身であ 〔端?〕をなす当事 「代理 0 権の 多数体 授与又は 労働協 たり

追認

0)

*

*

現存してゐた多数者の中、

訴が現実にか、る授権又は追認の意思表示〔を〕したか

たとひ独自的存在を持ち自己の名に於て協約を締結したにしても尚それは構成員を代理するものであるとして、 構成員は単に事実上代理せられるのみならず、たとひ総ての者に因り代理権の授与又は追認がなされなくとも、 ながらも、 に生ずる関係は、 の存する。時には、参加はその団体への加入(Eintritt)により黙示的に行はれる。」と議論を進めながらも、 してゐても代理権授与又は追認をなさなかつた被傭者に対して、妥当領域を拡張する場合には、 の原子論的法律観を貫かんとする。更に、協約の効力が、協約の締結当事者に現存してゐなかつた被傭者や、 である。然し、依然として彼は代理説を捨てない。労働協約の効果たる権利義務の帰属する法的人格者は、 て労働協約の効果をうける、即ち多数者によつて授与された代理権は凡ゆる者の為に妥当する。」と言つて居る を得ざるに至つて居る。 (nachträgliche Genehmigung)又は参加(Beitritt)によつて行はれるとなし、然も、「団体協約 労働協約締結の後に於て確めるについての実際的困難」に直面し、こゝに却て団体の独自な統一性を認めざる。 彼の悟性は依然として扉の外に立つて居る。 代理の概念の中に吸収して了うのである。彼の心臓は、かくて、団体説と共に食卓に着いて居り 即ち、「労働協約が、 かゝる団体(Verband) の名に於て締結されるならば、 (Verbandstarif) 団体が

第百五十二条第二項及第百五十三条の適用が排除され、かくて労働協約の実効性 除く意味をもつからである。然も、当初のライヒスゲリヒト〔Reichsgerichtドイツ帝国最高裁判所〕の態度はこ これについては詳述の煩を敢て採る程に重要性を認めない。唯、然し、工業法第百五十二条に所謂団結(Koakition) (Arbeitsordnung) 以上の如き内容と形式をもつ〔て〕労働協約を他の類似の諸類型、 労働協約との差異について彼の言を聴かねばならない。蓋し、彼も言へる如く、 〔、〕和解(Vergleich)〔、〕団結(Koalition)〔、〕慣習(Usance)から区別するのであるが 即ち労働契約 (Wilksamkeit) かゝる区別によつて、工業法 (Arbeitvertag) 従業規 則

事者について、賃銀及労働条件を確定するものであるが故に、Koalitionではない。」と。 条件及労働条件ノ獲得ノ為ニスル約定又ハ統合』(Gew. O § 152)ではなく、 却てそれ自体が労働契約の双方の当

れを同視せんとする傾向にあつたからである。ロトマールは、

両者を識別して曰く、「労働協約は

『ヨリ良キ賃銀

1 Lotmar; Der Arbeitsvertrag. I Bd S 760 ff.

九七頁)。 Sinzheimerも、Lotmarの協約内容の分類は正しいものと*てゐる、と言う(Siz[heimer],『集団的労働協約論』

I 巻

3 Lotmar; a.a. O.S. Lotmar; a.a. O.S.

2

4 5 Lotmarが代理説を固持した事について、後藤氏は「ドイツ工業条例第一五二条第一五三条の規定の存在並びに当時に Lotmar; a.a. O.S. 798-799

〔おい―原文、以下同〕ては団体は未だその抱擁力と統制力とに於 〔おい〕て弱かりし事〔こと〕に由るものである

となして居た(後藤、前掲書六〇頁参照)。

6 Lotmar; a.a. O.S. 771

В (i) 労働協約は法的効果を有するか 労働協約の効果について。 特に、Unabdingbarkeitの問題

7 ロトマールは、 「労働協約は、 労働協約が、実定法上の法的意味をもつ存在であるとして次の如き理由を挙げる。 そのものとしては善良の風俗 (guten Sitten) に反せず、 労働協約によつて反さる、が如き、 即

(賃銀条件及労働条件の)

一般的規制、

(例へば、労働時間或は徒弟者数)

は、国家によつても亦反さる、所であ

るから、同様な私人の行為は反道徳的ではあり得ない」。

律によつても又否認されないのである。蓋し、工業法百五十二条が、 ることを妨げるものではないから」。 ロ)「道徳が、 団結せる被傭者が一人の雇傭者又は多数の個々の雇傭者或は又雇傭者の団結と法的効力をもつ契約を締結 労働協約の法的効力に対して、 何等の抗議をも著せないならば、 団結から訴も抗弁も取り上げて了うと言うこ 同様に、 か、る法的効力は法

働義務の大きなカテゴリーに対して行はれて〔い〕るならば、将来の労働協約に対しても亦法的効力を要求すべき 充分の理由をもつて居るのである」。 般的規制が定説的に法的に有効なりとなされて〔い〕るならば、そして同様の事が義務的な従業規則によつて労 (ハ) 「更に、一方的処置により、又労働契約の一方の当事者と**との契約によつて、 賃銀条件及労働条件

講壇社会主義左派の流れを汲みとることを暗示するものであろう。(+1) 的志向に強く裏付けられて〔い〕ることを意味するものと言はなければならない。それは又、ブレンターノ一派の も亦実効性を保証される法的効果を是認することによつて、労働協約の社会的意味を肯定せんとする彼の社会政策 て、 個々の企業や一産業内の如き部分的経済社会に於ける労資の階級的対立を基底として締結せられる労働協約に対 以上の如く、ロトマールは先ず、労働協約が果して法的効果を有するか否か、から出発するのであるが、この事は② 更なる社会規範を保障する社会的強制の外に、全体的国民経済の集中的表現たる国家的、 政治的強制によつて

(ii) 如何なる法律効果を有するか

「ロトマールは〕労働協約が如何なる法律効果をもつかは、 当事者が契約締結によつて達せんとする事実的効果

立つことを得せしめる目的をもつ。即ち労働契約の締結を容易ならしめると云う技術的目的である。 として、格別の努力を要せずして彼の仲間 よれば、(イ)、労働協約によつて予め労働諸条件を確定して置くことによつて、労働契約に於て、之を確定する め〕の労力と時間とを節約し、それと共に、労働諸条件を一般的に同一に定めることによつて、労働契約の当事者 (faktish Wilkungen) じよつて、 先ず、 規定されるとなし、 (Berufsgenissen) 全体の利益と一致するが如き労働関係の規制 かゝ る事実的効果を採究する。 即 ち、 (口)、意* 口 1 の下に ル 0

不利益を防止する目的を持つ。(ハ)、労働関係にある程度の国家性を備える目的を持つ。

こに法 業平和が叫ばれて居たことを思へば、 によってその効果を理解せんとする立場に於ても、 とした意図は、 ツハイマーの強調して居る所の、 彼の挙げる三つの事実的効果は、 的 効果ありとする見地に立たずして、何等かの意思表示を法秩序の論理的意味構造の 契約意思の内容を客観的に取り出さんとするものであり、 労働平和の効果、 勿論一つの重要なるものを見逃した残りのものである。 彼の見解はむしろ驚くべきことである。然し、 優れたるものであると見られ能うのである 換言すれば闘争回避の効果に外ならない。 か、る仕方は、 か、る事実的効果を探究せん 彼の如く、 即ち、 況や、 中に包摂すること [それは] 当時盛ん 意思あ れば

には、 労働協約に予定されたる結果に「補充的なる効果」(ergänzende Rechtswirkung)となる。又、第二及び第三の 的 約は労働協約所定の条件を内容として、 の為に、 さて、 当事者は、 ロトマールは、 当事者は、「労働協約所定の条件を内容としてのみ、 「労働契約の締結に際 上述の事実的効果を基礎として法律効果を見るのであるが、 締結されたものとして看做すべきことを相互に約定する」。こゝに於て、 労働協約の規定につき、 労働契約を締結すべき事を労働協定に於て約定する。 何等言及される所なき場合に於ても、 先ず第一の目的を達せんが İ 為

こゝに於て、

労働協約の規準的

(massgebende) なる法律効果が発生する。

か、る効果は「法によつて与へられる

と彼の言う場合は、 マールに於ては、 その法に於て既成の市民法秩序が意味せられて居ることは勿論であるが、 当事者の意思は、 そのま、の内容に於て法的効果を持つべきことが 良俗に反せざる限 留意さるべきは、 口

(イ) 補充的効果

市民法上難無きものとなされて〔い〕ることである。

約の中に定めるまでもなく、その適用を見ないと言う事の中に見られる。 契約の内容となり、否、むしろ労働協約によつて規制せられて居たる点については〔、〕 意思表示は無用 (überflüssig) であると言う事の中に先ず現れ、次に、任意規定は、それに異〔な〕る規定が労働協約の中に存する限り、 ロトマールの所謂補充的効果は、労働協約の規定は、労働契約の当事者の意思表示を要する事なしに当然に労働

労働契約の当事者とを同じき個々の被傭者に見る代理説の論理的な帰結に外ならないことは看取するに難からぬ かゝる補完的効果は、 後藤教授も指摘せられるが如く、彼の当事者についての所論、 即ち、 労働協約 の当事者と

(口) 規準的効果

である。

労働契約の中に表示せられた個人的意思は単に無用たるのみならず、更に又無力な(ohnmächtig)ものである。」 取扱はれる事によつてのみ達せられ得るものである。それ故、労働協約に於て確定せられた集団的意思に対して 対して労働協約に反する内容を与へた場合に於ても尚労働協約の規定を内容として締結されたものとして法律上、 される約定の下に締結せられるものであつて、それに附せんとする法律効果は、その妥当範囲内で締結せられる総 ての労働契約に対して規準的(maßgebend)たる事である。 口 1 ・マールによれば、「労働協約は、これに反する労働契約の締結を許さゞる目的と、 か、る効果は、 労働契約が、たとひ当事者がこれに 又、この目的に従ひてな と労働協約

の当事者とは同一でないからである。

即ち、労働契約は単に一人の被傭者との間に締結せらるのに反

蓋し、

労働契約の当事

に自らが自己に対して課した制限を変更するに過ぎないと言う事は決してないのである。

する。

る効果を認めることが市民法の原則に反するものに非ることの論証から出発して、 を労働協約のUnabdingbarkeitと言ひ、 、的協定は存 無力は単に 在の余地を見出し得ず、 無効ではなく、 従てその妥当性 存 口 1 在の余地がない ュー ルはか、る効果を現行法上承認するのである。 (Gültigkeit) のである。 を問うを要しないのである。」 即ち、 「寧ろ、 詳細に、 般 的協定の達する限 解 釈論 その為に彼は、 以上 上の根拠を展 の如き効 Ú か 果 個

に求 根本原則 キ自由ナル合意ノ対象デアル。」と規定せらる、に対して、「それ自身合意に基く所の契約自由 例外を許すものであると云う事の外に、 を規定して居るのである。 えないであらうから、 許さゞる一方的行為の存在を認めることが出来ず、 に過ぎないからである。」そして、 つて排除せらるゝもので 先ず、 か、る規準的効果は、「各人は、 に矛 工業法第一 即 ち 盾 でしない。 「労働契約の当事者は、 ○五条に、 現行法上例外は暗示されて居ることであり、 「蓋し先ずか、 ぼ 即ち、 「独立ノ工業主ト工業的労働者ト ない。」として、 債権者は自己の債権処分の自由を抛 例外をもつと言う事は独叫ではなくて、 自己の設定したる法律を度* 更に、 る原則は神聖不可侵なものでなく、 労働協約の規定に反する条件をその内容として収めることに 労働協約がその原則に衝突せざる他の理由を、 協約の規準的効力を認める上に障害とならざるものと主張する。 又 代理権の撤回を為さゞる旨の拘束的意思表 · ノ 間 特に独民三九九条の如きは債権の 〔罷?〕 (棄し得るのである。 ノ労働関係ノ確定 もし、 他の原則と同様例外をもつ するの自由を有す。」とする市 かくの如く見ないならば ハ、 かくの 帝 口 0 国 法ニ 如 制 1 マー 示が 限は、 基ク 譲 その 原則をなす ルは よつて、 渡禁止 問題となり 制 民法の れに 次 原 限 契約 撤 ヲ除 0 則 単 点 口

業規則

(obligatorische

Arbeitsordnung)

を挙げる。

即ち、

同法第一三四条aの第二項によると、

第一三四条と、「従業規則

ラ が 対 対

労働協約のUnabdingbarkeitを認めたが故に彼は工業法第一三四条以下に規定されて居る所の義務

(Nachträge) ノ発布ノ方法ニヨリテノミ、之を為ス事ヲ得」とあり、

容ノ変更ハ、追加規則

彼の、 労働協約への展望的な要請によつて打ち越へざるを得なかつたのである。 多数体の中に於て共同的に活動する所の被傭者としての具体的な個人が看眼せられて居ると考へられやう。更に又 感を抱かせるであらう。 復すると言うが如きは矛盾であろう。」これらの言葉は、(ロン(サール) 労働協約は被傭者の多数体との間に締結せられるのである。」「労働協約が設置する契約自由の制限は、 パトロギッシュな直観がある。 のであると見なければならない。それは、未だ明瞭な形で階級的人間として表象せられて居るとは言へないまでも ロトマールはこ、では労働協約関係の対立項を成す法的人格者について何等か具体的な考察をなさんとして居るも 念に固着して居るのであるが――彼の如く「同一ではない。」とすることを得ないわけである。それ故、 抽象的な市民法上の法的人格者が即自的に予想せられて居る限り、 を得ないからである。 のに自己反省を迫る新らしき形態の法秩序に於ける一類型であるべきことについては、 共同的に建てられたものであり、 未だ何故に多数体が個々の構成者に対して優越すべきかについては反省を加へて居ない、唯、そこには鋭 個人意義に対して、 然るに、彼は同一ではないとして居る。これは抽象的には明らかに背理たらざるを得まい 何となれば、代理説に於ては、 多数体の意思の優越を肯定せんとする強い熱情がこ、では、観取せられ得るのである。 要するに、 従て、 ロトマールは、スコラ的煩瑣と独断とにつきまとわれた彼の代理説 か、る多数体の中の個別者の同意が、この制限を破壊して契約自由 労働協約の当事者は、 彼が協約当事者論に就て代理説をとる限り、 一然も、 然し、彼は、未だ労働協約が市民法その 労働契約の当事者と同一人たらざる ロトマールの市民法的悟性はその概 思ひ至つて居ない 多数体によ 甚だ奇異な

項には、 労働協約違 多数の第三者との協定によつて創設されたる一般的規制を破る事は、 方的な一 得ないという原 協約は必然的 する合意の行はれたときと雖も労働契約は従業規則の規定せる内容をうけとると言う意味をもつ」ものであつて、「(ユ) 類推を許しながら、 ものではなくて、 Unabdingbarkeitを承認せんとする美香を探り、 規則は無効とするKoelmeの見解を単なる道徳的見解なりとして退けるのである。 にも拘らず、 目的とする一 その拘束力は、 る従業規則の拘束力は、「従業規則の内容に反するが如き労働契約は成立の余地なく、 底 弱き契約当事者の利益の為に、 弱き理由をしか持たざる従業規則に優位を承認するからである。 で 般規範の創設者すらも特別の約定によりて之を破ることが出来ないならば、一方的に制定せられずして、 3 従業規則 反の従業規則を制定する雇傭者は善良の風俗に反する従業規則を制定するものであり、 口 般規定は、各個の場合に個別的契約によつてその効力を奪はる、に於ては、 類 で トマールは、労働協約に反する従業規則の制定されたる場合に於ては、 則 推によつて従業規則と同じ程度に於て労働契約を支配すべきである。 従業規則と同様に労働協約も亦その下に立つてゐる所の「一つの原則の流露」である。 より強 は ノ内容 より強き理 である。そして、 な か W ろ ハ 理 うか。 一由を持つ労働協約には 法律 由をもつ労働協約に対して、 彼等の結ぶべき契約に対して、 二反セザ 口 必然的に類推さるべき理由は } マ ル限 1 ル 且つか、る約定は市民法上例外的なものとして類推をゆるさ、 IJ は、 * 雇傭者及労働者ヲ拘束ス」と定める。 後 * 述の [必然?] より弱き理由の上に立つ従業規則が優位すると観るこ 如きジン 同一 的に類推されねばならぬとしながらも、 「一方性と双方性との差異」にある、蓋し、「一 彼が、 且つ予め確定せられたる内容を予告する旨を より一層不可能だからである。」 ツ 'n 類推を許さゞるものとするならば格別 イ 7 1 以上のごとき彼の 0 而して、 従業規則に優位を認め 解 たとひ従業規則 釈 その目的を達することを 彼の 13 その原則と言うのは 解 反 釈に従 従てか 議 従 従て、 論は多少 かゝる見解 の内容に反 業 規 則

不

うか。

は、 認めんとする彼の観点からは、 に拒否し難い事情にある。 協約違反の従業規則を良俗に反すると見ることは、却てその当然の帰結ではないかと問題し得るのではなか 彼の見解に於ける内在的批判に対して弱き側面であると言はなければならない、又、グーテンジツテン 善良の風 協約違反の従業規則を良俗に反するの故を以て無効なりとする見解も単に道徳的見解なりとして、 俗 は道徳と法との間の広き通路であり、 我々は、 多数体の意識の中に、労働協約の優越を正当なりとする法的意識が見出される限 類推に於ける、 より強き理由を、 道徳的許諾と法的許可とが最も密接に重り合う所であ 一方性と双方性との差異に従て、労働協約

向は、 る事、 らない。一つは、果して、彼の言へる如く、「正当なる法的感情」であるならば、かゝる法的感情を支持せられ の議論内部の撞着についてである。 従業規則を無効とする見解は単に道徳的見解に過ぎず、とは言へないではないか、と疑はれざるを得ない所の、 る労働協約に違反する従業規則が、 の如く労働協約の締結を躊躇する筈はない。この拘束の感情、多数者に対する拘束の感情は、 るのを、 (Rechtsgefühl)である。」と喝破して居るのであるが、この点について、我々は二つの点に留意しなければ(⑸ 彼のあげる一 一の法的感情であるとし、「若し、彼等が労働契約を以て労働協約を破り得ると信じて居るならば、 彼は、 協約当事者、 労働協約のUnabdingbarkeitを論ぜんが故に、 例を除けば全く反対の態度をとつて居たもの、如くである。彼は、 殊に雇傭者が、その締結を回避せんとして〔い〕る事実をあげる。 正当なる法的感情によつて支持され能はないであらうと言う事、 他の一つは、果して彼の述べるが如き拘束感情を法的感情なり、 それが工業裁判所によつて徐徐に認 雇傭者が協約締結を回 然し、 一の正当なる法的 当時 説めら 0 判例 n か う ゝ いる か 0 彼 あ

否や、についての考察である。凡そ、社会規範は、そのものとして一般に拘束感情を惹起するものであり、労働協

に移り行きて、

に法の存することが論証されると見るべきか否か、と言つてもいゝ。) 故に法がなければならぬとすべきか、 は尚残る疑問である。のみならず、形式的に妥当根拠を有せざるにも拘はらず、法的感情によつて支持せらる 終局的に国家的権力によつてその実効性が保障されて居ない場合に於ても、充分彼等をして協約締結に対して臆病 闘争の可能性によつて支持されて居る限りは、 に関するが故に、 約も亦、 るものと考えへられるのであり、その態度は、ジンツハイマーと趣を異にするものである。我々は、 みならず、かゝる法律感情と言うが如き、 たらしめ得ることであろう。然しながら、 てゐる限 1 マー ールが、 それが約束として遵守さるべきであるとする事や、 社会規範として拘束感情を引き起こすものであることはいう迄もない。 再びこの問題に帰り来る筈である。(16) 彼の法的現実に志向付けられた全体的法秩序を構想するとき、 一人の利害は多数者の利害に道を譲らねばならないとする事などが社会的感情によつて肯定され 否か、 **意思の側に於ける観念的存在の中にも亦、 か、る拘束感情は直ちに法的感情であるか、果して法的感情とは何 (或は、 頗る強い拘束感情を雇傭者に生ぜしめるであろう。 裏から、 その約束が多数体によつて締結せられ、 ロトマールの如く、 が根源的に問はれねばならない課題である。 か、る法秩序は、 法的感情が存するが故に、 況や、 その外的表現をもつて居 労働者団体による経済 単に法典の中に 従て、 ジンツハイマ 多数体 0 利 が

数者中 ば我々 る赤 以上 労働協約によつて、 血は、 は の個別者との間に於ては了解し得る事が出来るとは言え、 の如くにロ 彼 の心 彼の脳漿からのみではなく、 臓 1 の鼓 マー 多数者に対して約束をなせる者は、 動を聴こう。 ル は、 労働協約がUnabdingbarkeitを有することを論証する 却て彼の心臓から送りだされ、 労働契約によつて之を破るならば、 その他の総てのものに対しては、この約束を破 脳の貯水池で浄化されたに過ぎぬ。 のであるが、 たとひこれ それらを貫流

を破るのである。 の被圧迫状態に対して、 たことになる。そして彼自身が、多数体(それらの者の間に於て共通なる規則を設定したる多数体)に属するなら 個別的**〔意思?〕によつて、共同的に創造された秩序を破ることによつて、自己の仲間に対しても亦約 協約違反の労働契約は単に連帯 労働協約が閉した所の、そして閉すべき任務をもつ所の扉を開け放つものである。」と。 (Solidarität) を犯すのみならず * [投?] 売的競争や孤立

- (1) Lotmar; a.a. O.S. 773 f
- 2 如く取り扱はれて居る。 Sinzheimerに於ては、 労働協約が法律関係であり、 法律効果をもつと云う事は最早や議論を要せざる事実であるか
- (α) Lotmar; a.a. O.S. 776
- (4) Lotmar; a.a. O.S. 776 f.
- (5) 後藤〔·〕前掲書三五頁註19参照。
- (©) Lotmar; a.a. O.S. 780-781.f.
- $\widehat{7}$ 行的規範性」と訳した方がい、と思ふ。その方が内容を最も巧妙にあらはし得るからである。然し、こゝでは原語をそ を見よ)私は本語釈としては、Sinzheimerが別の言葉で表はしている所の「強行的規範的効力」から暗示されて、 normative Rechtswirkung (od. Funktion) と言つてゐる。(例へば、der Korporative Arbeitsnormenvertrag II Bd. のまゝ用ひた。学界の用語としては、このまゝでよいと思つてゐるからである。 して居られる。([「協約理論史』」を見よ)SinzheimerはUnabdingbarkeitと同様の内容を別の言葉に於て表してzwigende 九三頁、八木清信『労働契約の研究』〔政経書院・一九三四〕三二頁以下など)後藤氏は之を「直律的強行性」と訳 Unabdingbarkeitの語は、我国に於ては、不可変性と通常訳されている(安井『労働協約法論』〔清水書店・一九二五〕
- (∞) Lotmar; a.a. O.S. 781.bis. Anm. 2
- (๑) Lotmar; a.a. O.S. 781-782.

- 10 Lotmar; a.a. O.S. 782
- $\widehat{11}$ するLotmarは、 この点については、Sinzheimerも指摘してゐる。そして、「多数体の規定せるものは個々人の処分の圏外にある」と 「それ故に代理説は……抛棄せられて居る」と言つてゐる。(Sinzheimer、Korporative Arbeitsnormenvertrag 協議により生ずる権利の主体を個々人ではなく総体 (Gesamtkeit) であるとなせるものに外ならずとし
- 12
- (13) (14) Lotma; a.a. O.S. 785 Lotmar; a.a. O.S. 78 2-78
- 15 Lotmar; a.a. O.S. 786
- 16 ばならない。立法意思と従法意思との問題は根源的には、 居るものである。Lotmarはそれに反して、従法意思の立場をも深く考察して居るのを見る。法*の中に一定の自然法 於て論ずる筈である。 Sinzheimerが実定法を見る態度は法典を恰も実定法の唯一の法源であるかの如くに、云はゞ立法意思の見地から見て 〔微?〕香が感ぜられる。我々は、法的感情或は法的確信を全体的法秩序 第二篇は然し終に書く暇がない。 他日を期す。) 両者の主体の社会関係の問題であらう。(これは、 ――実定的な――との連関に於て見なけれ 第二篇に
- <u>17</u> Lotmar; a.a. O.S. 787

ジンツハイマーの労働協約理論

に、 かつた。法的理論意識も亦弁証法的対立を媒介としてのみ発展すべきものでもあらうから。かくて、Rundstein 所謂団結であると宣言するや、ロトマール以後*つゝあつた学界の労働協約に対する関心は、強く刺激された。こゝ ロトマール 九〇四年、 の見解は、 ライヒスゲリヒト〔Reichsgericht帝国最高裁判所の〕 学説の出発点でもあり、 温醸地でもあつたと同時に、越さるべき峠でもあらねばならな 判決が、 協約協同体を工業法第一 五.

Baum

Schall' Oertmann'

Preuner等が輩出したのであるが、やがて、学界の支配的理論となり、協約立法にも

ロトマー

答へる理論を読み取り得るからに他ならない。 影響する所の多からんジンツハイマーの著作について、 思う。蓋し、それは恣意的な選択によるものではなくて、かゝる支配的理論に於てこそ、その時代の実践的課題に 何に展開されて居るかを、今特にDie Korporative Arbeitsnormenvertrag I Bd u.II Bdを中心として研究しようと 如何にロトマールが批判されて居り、そして彼の理論が如

為に第二巻が書かれて居るのである。 ジンツハイマーは、一九○七年に上掲書の第一巻を公にし、一九○八年にその第二巻を世に問うて居る。 ロトマー ルの如く、 労働協約は、 その類型と法律効果とについて考察せられ、 前者の為に第一巻が、 彼に於

Α 労働協約の法律的類型。 協約の内容とその当事者とについて

所の労働協約の歴史的性格を顕はにすることを得たと言はなければならない。 ちであつたのに対して、ジンツハイマーは典型的な労働協約の分析によつて、市民法そのものの反省を追つて居る それ故に内包的には貧弱なる労働協約概念を構成したるに反して、ジンツハイマーは、労働者団体が当事者として、 通的なものを求めて、然も、それを市民法的類型の中に吸収せんとしたが故に、却て協約の歴史的性格を見失ひ勝 資本家との間に締結する典型的な労働協約から、その概念を導いた。然も、ロトマールが、あらゆる労働協約に共 -ルが、 労働者の多数体と資本家との間に締結せらる、協約のあらゆる場面を含み得るやうな、

努力がなされねばならない。」然るに、「労働関係に於ける労働者の生活状態は、特に我々の時代にとつて特徴的 られ能はない、 ジンツハイマーの理論は次の如く始る。「労働契約の内容を支配する形成原理は、 却て、 か、る類型がそれを汲盡さないが故にこそ、 労働関係そのもの、 単に法律規定の類型からは 現実的な現象を認識すべ

定は、

なる経営形成の権利

の中に表現される。

又

か、る権利は特殊的には、

る所

0

規定権

(Bestimmungrecht)

労働の遂行や労働者の態度を

時には懲戒的方法を以て経営内に於て規

交換関係にその具体的

他は、 ない。 労働の労働関係に於て存在する。」所で、「(4) ある。 占規定によつてその内容を受け取ると言う事は注意すべきである。 für die Arbeiter) 能を持つものではない。 現在は労働者委員会を知つて居る、 るものではなくて、 の内容は、それ故に、元来、関係の二つのグルツペ〔Gruppe〕に解消する。即ち一つは個人的関係(Individualverhältis) 総ての労働者に共同なる所の、 る大経営に於ては、 (Alleinbestimmung) して居る。 などの如く、 それ故に、個々の場合にか、る関係の存するや否やは、 連帯的 der Uber und Unterordung) 経営に於ける労働者の共同利益 関係 それは三つに分けられる。 労働者を個人として雇傭者と結びつける所の関係によつて、 である。 (Solidarverhältnis) と名づけられるものである。 多くの労働者が一雇傭者に対して、 二重の仕方で規制せられ得る。 であると言う事になる。」 「結局、 所が、「連帯的関係の共通的関係と同様に、 それ故に労働者を共同体の構成員として把へる所の、 連帯的関係の内容が、 然し、 〔および〕労働者に対する人格的配慮の関係 それも連帯的利益について労働者全体の為に雇傭者と法律関係に入る機 「個人的関係のみが法律によつて規制せられる。 即ち、 (Gesamtinteresse) 方、 即ち、 交換関係 それに従て規定される所の原理は、 個 同時に労働関係の立つ場合には唯 或 人的関係は今日 は 事実問題である。 (Austauschenhältnis) 彼の受取る賃銀や彼が労働 は……私法にとつて現存しないのである。」 労働 両形式は、凡ゆる労働関係に於て、 0 個 共同 人的関係の個別的関係も亦 の私法秩序によると、 而して又、 的 条件を確立する所 通常、この (V. der (、) 上下秩序 関係によつて。」「労働関 全部又は大部分に於け 連帯的関係は規制 すべき義 persônlichen Fürsorge 雇傭者による独占規 関係は、 常に存 多くの関係 務 0 0 所 か 0 関 謂 し得るの あ 見出され る いせら 大工 署 独 成 時 (Ein 占規 間 内 業 で Ź

規則も亦そのさゝやかな試みの一つである。 利の特定の場合に於ける行使を規制し、その濫用の危険に対して保護を確立する為に労働立法があらはれる。 於て他人の指令権力の中に入る所の支配契約 係の絶対権 うべき配慮 制する所の支配権 切の権利を、その内容の形成には、それに関係ある者の如何なる共同作用にも結びついて居ないが故に、 「労働契約は、 (die absoluten Rechte) とよぶ。それが……工業的労働契約的形成原理をなして居るのである。」か (Fürsorge) 単に相互の契約であるばかりでなくて、 (Direktionrecht)、そして最後に労働者の人格 の中に表現されるのである。 (Herrschaftsvertrag) ・我々は、 同時に、それによつて一人の者が、彼の人格的労働 (Persönlichkeit) 労働契約によつて雇傭者に流れ込むこれ でもあるのである。」こゝに於て、 を保護せんが為に雇傭者の か る 5

多数の社会的努力を一応評価しつ、、 的な改良主義の を解放せんとする階級的自覚を承認し、 る努力のなかに労働協約の形成原理を見出さんとするものであるが、それは、 率直に認め、 する事、 が出来る。 ジンツハイマーは、 以上の如く、 立憲的意味に於ける自由の上に基礎をもてる所の団体が発展しなければならない。」と言う彼の言葉を思ひ 絶対権の代りに、 即ち、「工業的労働契約の絶対的形成原理の代りに、内容に於ても亦、 雇 工業的労働契約の形成過程を洞察することによつて、 傭者のか、る絶対権の代りに規範を定立し、契約の実際的内容に於ける自由の喪失を回復せんとす 〔立場に〕立つて考へられて居るものであることは勿論である。 労働契約がその締結に於ける形式的自由によつて雇傭者の支配を実現するものとなることを 契約に適合して造られたる規範を定立する事の中に存するのである。」 他方賃労働者たることその事をも否定せんとする革命的態度に対しては消 単に関与者の多数ではなくて、 労働協約に特有なる形成原理を取り出すこと 雇傭者に対して自己を意識せる賃労働者 賃労働者が雇傭者の絶対権から自己 我々は唯、 契約に適合する形成原理を定立 * * 寸

する。

くて、 になければならないのである。労働力の売買者の自由ではなくて、労働の実行者の自由が、 ての自由しか見ない。 を充分に規制するものではなく、 ンツハイ 口 1 契約実行の自由が主たる関心である。そして、それらは立法の問題なのである。 -マー V ルに於ては、 の言説の中に既に立法を展開する者の態度が観取せられる。 立法は仮面の下までも自由の光を投げかけねばならない、とするのである。 労働協約を市民法的類型によつて把える事が重要なる関心であつたのに対して、 その形成原理は市民法の形式的な自由の中にではなくて、 彼に於ては、 市民法は、 現行法は決して労働協 契約締結の自 層具体的な自 支配 0 仮 由 面とし では 亩 述 0 な 中

起せば

法への高飛びを押えて居る。 発点に於て既に見られるのであるが、こゝに於ては然しロトマールの峠を越すことが主要なる課題として、 、の如く、 労働者団体を承認し、 彼は先ず労働協約が現行法上 改良主義的志向を以て立法政策を立てんとする立場は、ジンツハイ 如何に律せられて居るかを、 この書に於て詳 記細に 展 彼 1 0 0 立 出

(i) 労働協約の内

具体的 的な労働協約を対象として居る事は、 見出し、 を吟味することが出発点となつた。 ジンツハイマーに於ては、 理論の基礎たるを得せしめて居るのである。 それに照応して労働協約の内容を類型化した。 労働協 現実の労働者と雇傭者との関係を分析して、 約 がが 彼の類型として具体性を担はしめ、 如何なる関係を規制せんとするものか、 彼の所謂 而も、 その 般的労働規範や職業規範の如きは、 湯合、 彼が、 それ故、 労働 その 即 ち、 歴史的現実的実践を指導 関係の 団 その 体 が 0 单 内 方 から 容は の当事 幾つ 口 加 1 何と云う問 マ 者たる典 か] ル し得る 型 0) 如 型 を

の関係ではなくて、

職業共同体

(Berufsgemeinshaft)

から生ずる関係を規制する。

即ち、 而して、後者は、「雇傭者 のそれである。前者は、「最も広い意味に於て労働関係に関する。そして、雇傭者と労働者との間の関係を規制する。 そこに得られる領域は、 である。 である。(i) 徴を含むもの、 をもつものであるか。 なる側面を規制するものたる事言う迄もない。 く当事者を個々の労働者なりとする立場からは*追されざるを得なかつた。然も、これらは労働関係に於ける重 〔Gruppe〕に分けられる。 雇傭者自身の 「特殊性を一般に提示せざるもの、 ii 労働協約そのものに関する一 及び雇傭者と被傭者との間の関係に直接的一般的に触れないものであり、 間 直接に労働契約の締結、或はその予約を含む規定、 0 彼は、 関 係、 労働協約に固有なるものとして残るのであるが、それは対象に従て二つのグルツペ ーは、 (若くは雇傭者団体)の、 「労働協約に特有なる規定」を建てる前に先ず次の如き内容をもつものを排除する。 或は被傭者自身の間の関係にのみ関する所の規定である。 (12) 労働規範 既に* 般的規定。 (Arbeitsnorm) さて、 〔報?〕 労働者職業団体或はその構成員に関係する。そして、労働 然らば、ジンツハイマーに於ては、 例へば、 知の、 のグルツペであり、二は、 労働協約の始期、 或は法律的 : \mathbb{E} iii 規制せられて居る契約の型の特 継続、 雇傭者と被傭者との関係では 職業規範 以上のものを排除して、 解除、 それは以下のごときも 労働協約は 更新に関する規 (Berufsnorm 如 何なる内容

Arbeitsnorm) とよばれ、 れ、前者は、「労働契約の特殊な内容を顧慮せずして妥当すべき〔ものである〕が故に「一般的労働規範」(allgemeine 労働規範は、 労働契約を締結し得る労働者の資格を規定するものと、 後者は特殊的労働規範 (besonder Arbeitsnorm) とよばれる。 労働契約の内容を規定するものとに分けら

特殊的労働規範の内容は、 (Individualnormen und Solidarnormen) とに分けられる。 彼が労働関係を個人的連帯的関係に於て把へるのに照応して、 個人的規範と連帯的

規

が

理解せられて居る

に応じて、 解約告知 個 人的 規範は、 (Kündigung) その関係を規律する規範として、Tarifnormen、Direktionnormen及Fürsorgenormenに分けられる他に、 彼 が個 などの如く、 人的労働関係を、 関係一般のそのものに関する規範 交換関係、 上下秩序の関係、 及人格的配 (Bestandsnormen) 虚の関係の三つに分ける 及副次的協定によつ

て関係を補充する規範

(Ergänzungsnormen)

が分けられるのである。

きは、 即ち上下秩序の 或は組織規範 働者の多数体が経営内に集められ、そしてこの多数体が彼等の労働に於て、或は情況に於て相互に依存して居ると 護手段又は労働手段に関する。」後者に於ては、「労働者の一定の構成、(16) による労働者の為の 基底をもち得る。 人的である。規範が、共同体の一又は他 的規範は、二つの類型から成る。即ち、「連帯関係が、そこに基礎をもつ所の労働の共同 (Organisationsnormen) 関係、 労働手段が、 配慮であり、 経営の行政的任務に対する労働者の協 作業室や労働対象をも含めて共同なる(gemeinsam) か、る方向に於て、 とよぶ。」前者の「対象は、 (物的又は人的)の形態に関はるに応じて、経営規範 それは共同の作業室若くは居住室に関するか、 動、 又は官吏の種類或は地位等を定立する所 大抵は一定の物的な、 彼等の間に於ける労働の分配、 ときには 経営構成を指定する事 体 物 は、 或は共同的 的 及労働規範 物 的 0 及 人的 労

働 存 的集中性によつて技術的に制約せられる労働の共同性に着眼 たる団体なりとする立場と関* 署 団 在的規定をうけながら、 業規範を、 体の社会的活動の主体的意義を認めんとする立場に於てのみ、 労働協約に本質的なものとなせるは、 それ自身社会的、 〔係?〕して始めて充分に理解せられる。 経済的規範としての階級を意識 ジンツハ して イ マー (\) か が、 るのとは別に、 、る職業的規範を本質的なものとなし得る 連帯規範が、 労働協約 かゝ の労働 る意識 か 近代的経営の 署の側 る労働 の上に組 の当 0 共同 機械的及空間 事者を統 織 せられる労 性 体

業せる組合員又は労働協約に入つてゐない経営に於て労働せる労働組合成員も亦、 職業規範の中にも、 soziale Berufsnormen)となし、後者のそれを個人的職業規範 からである。彼は、 れ得る、 彼が本質的なものとなし居るものは、「個人の態度は、労働契約の締結の事実には結びついて居ない、 する関係に於て、闘争規制の適用に対して一定の態度を定める規定などが挙げられて居る。個人的職業規範に於て、 体として認め、そして交渉の一定の形式を規制する規定や、或は、雇傭者乃至は雇傭者団体の労働者職業団体に対 が単に労働者としてゞはなく、構成者として〔経〕営内関係とに分け、 即ち規範適用の前提は団体への所属性のみであると言う点である。」 か、る階級的意識を基底とする団体的生活関係を、 更に詳細に規定を類別するのであるが、重要なるものは、例へば、労働者職業団体を唯交渉主 (die individuellen Berufsnormen) とする。 前者を規律する規範を社会的職業規範 団体が団体として営む関係と、 個人的職業規範に服従せしめら その構成者 すなわち失 社会的

代的大工業に於ける賃労働者と雇傭者との関係に限定し、そこに近代的産物たる労働協約の典型的な形態を観取し 於ける労働関係との主体的構造に於て、類型化を試みて居るこの章は、恐らく彼の著の圧巻たる部分であらう。 もつ階級意識を自覚し、それを積極的に表現する労働者団体の主体的伝道力を承認しつゝ、基礎的な、 自由なる契約になつて設定される支配関係を直視し、労働行程に於て、技術的に必要なる集中性と、そこに根源 上述の所によつて、ジンツハイマーが、 労働協約の内容としてゐるものを一瞥したのであるが、 彼が、 生産過程に 対象を近

ii) 労働協約の当事者

象しか有せず、法的交渉に於て組織された多数体の登場することについては眼を注がないからである、となして、 当事者〔という〕 地位の規定に於ける困難は、 被傭者の側に存する。 蓋し、 私法的思惟は概して個人的契約の表

は自己の名に於て行動する。当事者は団体である。」とする見地の三者である。ジンツハイマーによれば、(21) 被傭 協約締結形態の各々に特有なる法律効果を経営の利益に従て明瞭に認識して決定すべきならば、 如何にして認識されるか?それは協約の文言からは得られるものではなくて、 0 表者とする結合説、 て立つ法的 (Normalform) 可能性は、 その構成員である。」と見る立場。 側 0 然らば、 組 地位について三つの可能性が存する。 逆に言う事によつて決定される。」そして、それを吟味するならば、 織 せら それだけとしてみれば可能なる形態である。 を確定すること」によつて解決せられねばならないのである。 それ故、 「関係者の利益状態は如何なる見地から決定されるか?〔〕〕「若し、 即ち、 れたる多数体に 団体は自己の名に於けると同様に、 当事者が明文を以て、 議論 及 の焦点を* 〔び〕最後に、ジンツハイマー自身の採る団体説、 即ち、 明確に別の協定をなさゞる場合には妥当する所 〔設?〕 ロト ける。 マールを代表者とする代理説、 然し問題は、「疑わしき場合に於て当事者が欲 その構成員の名に於ても亦行動する。 然し、 か る労働 「関係者の 然らば、 者団 協約関係者をして三つ 利害状態」 か 体が、 ル る ンドシュ 定義すれ 孰 協約締 通 れの形態を選ぶ 0 が決定的 当事者 0 通 タインを ば、 か 常 形 0 態 際 0 したる る三 に於 形 寸 は な

判

と彼は結論するのである

であろうか、

居るが、 力は 合から排 代理説は、 協 約中に確保されたる労働条件の持続性 若しか、る労働条件の確保を個々人の処分に委せるならば、そしてそれに依て、 除する。 ル ンドシュタインの考へるが如き結合説も)「協約関係を個人の手に委ね、 然るに、 か、ることは労働協約を以て追求される利益に応じない、 (Dauerhaftigkeit) と労働関係の平和化 蓋 (Befriedung) Ļ 労働関係に絶えず作用 同 協]時に労働者 約締 関係 向 0 Ī it 一体を結 6 n 0

努

は

熊

寸

我々は団体説を採らねばならぬ

及してゐる要素、 [neglect] することによつて労働協約の目的を阻害するものであると断じ、〔ジンツハイマーは〕やがて、 代理説は、「個人主義的」であり、「労働者運動に於ける固有の推進的部分」たる労働者団体を ニ グレクト 即ち労働者団体を法律関係の外に置くならば、それらの目的は妄想にせられるからである。」か(※)

筆を進めて代理説が如何に不合理なるかを論ずるのである。

にとつては不合理な事であり、労働協約の目的に適合せざるものに違ひなかつた。 離れたにしても、尚当事者として残ると云う*〔事?〕を妨げるものではない。〕これらの事は悉くジンツハイマー 脱退することが出来る。」事になり、「他方に於て、協約違反に対して個々人のみが責任を負う事」となり、而して、 その欲する所に従ひ、然も他の構成員との関係を顧慮することなく、この権利を抛棄し、又、協約を解除 協約が構成員の名に於て締結されるが故に、個々人は、たとひ協約を彼の為に単に媒介したに過ぎない 代理説によれば、「一切の志向せられたる法律効果は構成員の人格に帰する、(民法一六四条)」それ故「個 団体から

(nachträgliche Genehmigung) 更に彼は、代理説が技術的実行可能性を歓除せる事を指摘する。そして、ロトマールの多数決の理論や後の追 の理論も、代理説の技術的困難を克服し得ないことを論ずるのである。

その本*〔質?〕に従へる統一的秩序のみを協約に*〔与?〕へる。労働者側に於てその団体が自己の名の下 団体説は、 総体を代表する契約主体、即ち労働者団体のみを知るが故に、 協約を個人的関係の領域から高

に協約を締結することによつて、

個々の利害の多量性にも拘わらず、

実際に、協約の存立を、多数の個々人の意思から解放せしめ、

協約締結は一つの行為に集中せられる。

、る協約締結の一つの行為への集中は、

団体説を採る積極的な理由と、その法的構成についての彼の主張は次の如きものである。

即ち、

— 70 —

る。 ることを確定する事が要求されるだけである。」 然るに、それは容易な事である。 更に、 団体が主体であるとき、(´゚´゚) 7 Klassensrecht) 重要なる社会的職業規範が発生し得るのであり、又、階級的意識によつて労働条件の決定がなされえるのであ 形成の執行、 かくて、 当事者の確定の困難も止むに到る。」「唯、 個々人の労働契約を有利に形成するに役立つのみならず、職業法或は階級法 を作り上げるのにも亦役立つのである。 拡張、 変更をなし得る力を唯統一 個々の場合に於て法律行為を締結する機関が権限ある機関であ 体のみに握らしめるのである。 技術的にも、 この集中によつ (Berufs- oder

である。 に向けて之を破り、そして一応、こゝで、団体説の主張にピリオドを打って、翻つてその法的構成に論を進 更に転じて、団体説に対する反対論、主としてオランダ労働協約理論を論駁し、 力ある場合には、 一労働者側に於て協約を締結する団体は、 個々の当事者問題の規制は、 権利能力ある事も又は権利能力なき* 矛を、 〔事?〕もあり得る。 シャー i の 重畳的 権 んめる 話合説 利

体に帰属する権利義務は総体を構成する個人に依存しない。 出来る。 に帰属するのである。 zur gesamten Wand mit korporaiver Verfassung) する規定(七〇五条以下)が適用せられる所の、集団的組織を持てる合有的な『人的結合』("Personenverbände よれば、か、る団体の権利義務を支配する原理は合有の原理である。 ら明らかになる。 それ故、 権利能力なき社団については独民法第五四条の特別規定の注意の下に組合 (Gesellshaft) に関 労働協約をも確かに引き受けるのである。」「加之、 かゝる団体は、 * [事?] 独民の権利能力ある社団に関する規定(二十一条以下)の文言か 物の性格に反せざる限りは一 であると云うことから出*〔発?〕すべきである。 即ち、 個々人は変ることはあつても、 協約に基いて、 即ち一切の権利義務は総体としての総体 切の法律行為を引きうける事が 集団的統一体としての総 総体は存続 それ

能

する。2

者は、 学界の通説は未だ独民五四条の誤りを根本的に指摘してゐなかつたが如くであるから、 代理説が原理的には骨抜きにされざるを得なかつたのである。 は、 することによつて却て真に自己が防護される所の関係が意識せられてゐる。然るにロトマールの当事者理論に於て(③) あらう。 性格を認める根底は 労働協約に法理的性格を与へることに、その要請に 答 へやうとしたのである。そしてLotmar〔の〕 かゝる法理 マーと同様に労働協約が個々の労働契約によつて破られてはならないとする根本的要請を持つて居た。 於ては、 体は個々の労働者の利益を直接的に代表するものとして構成されざるを得なかつた。それは、 の優越を、 惜しまれていゝ。 ない規定」〔で〕あることは既に学者の指摘せる所であり、ジンツハイマーがこの点の混同をして〔い〕ることは 彼の当事者の理論の各所に観られる如く、彼に於ては、労働者団体の統一的意思は、 労働者団体は単に個々の労働者を代理するものでしかなく、代理関係は同じ次元の関係でしかない 利能力なき社団は組合と本質的に異るものであり、 か、る団体に組織されることによつて始めて雇傭者の絶対権から保護され得るものだからである。従て、 労働者の法的人格者性が絶対的な前提をなして居たからに外ならない、然るに、 かゝる欽点を除けば、 労働者団 承認すべきものであり、 むしろ、 |体は階級としての労働者を代表するものであり、 多数体の個人に対する優越性の意識の中に求められねばならなかつた。そして、こ、に彼 権利能力ある社団の規定を準用すべきであったのである。然し、その**〔欠点?〕は 我々は、一応、 個別者の恣意によつては打ち破られてはならないものなのである。 彼に於て当事者の理論は確立せられたものと観ることが出来やう。 それ故、 独民五四条は「権利能力なき社団 それ故に個々の労働者はその中に自己を否定 個々の構成員が理性的にそ 彼の不敏を責める事は酷で ロトマールもジンツハ 解釈法学者たる彼 の本質と符合し 蓋し、 かくて彼 が故に、 的 寸

利益を代表する社会的主体として把へた。か、る社会的主体は社団に他ならない事の承認は一歩の前進でしかな に階級を個々の労働者を越えた時限に於ける存在として意識し、 かくて、 然るにジンツハイマー ロトマールと同じく彼の根本的要請は団体説によつて一応、 は、 労働者を賃労働者としての具体的人間として、乃至は階級的人間として把へ、 労働団体を、 達せられる。 個々の労働者の利益を越えた階級 然るに尚現行法に於ては充分に それ 故

実現せられ得ない事を明らかにして、立法への途に出ようとする試みが彼の第二巻の課題なのである。

(iii) 労働協約の定義

恰も、 ことを信ずるからである。」と述べて居る。(33) ŋ と一人の雇傭者或は一の雇傭者団体との間に締結せらる、所の、 義は正に、 ある事は明らかである。 の協定である。」と定義を下し、「この定義は本質的なものである、 労働協約 そして我々は、 当事者が問題となる限りは根本的な形態である。 典型的なもの、認識こそ、 生活のあらゆる形態が終局的には、それに** 0 類型を、 集団的労働協約締結の領域に於て現はれる一切の現象が畢竟か、る両根本形態の中に解消する 内容と当事者とに分けて、 然し、 か、る事実は概念規定に於ては現はれることを要しないのである。 萌芽的な或は未完成なものゝの認識の鍵であるとする弁証法的な思惟方法による 用語は曖昧であるが、 上述の如く、 現実に於ては、 〔帰属?〕せしめられ得る概念を表現することの中に 吟味せる後、 将来の労働契約の内容を規定すべき規範につい 彼が、 協定の対象が考慮さる、限り本質的なものであ か、る根本形態と異る所の様々な組み合せ 根本形態に対象を限定せんとする態度は 彼は 「労働協約とは、 蓋し、 の労働者 定義の 団 が 意

のと察せられるのである。

かくて、最後に、

彼は、

労働協約を類似せる他の類型から区別するが、

その中に特に注意さるべきは、

九〇四

— 73 —

に関するものであり、同一ならざる利害関係者の協定に関するものではない。」とするのである。(34) 年のかの判決が工業法一五二条に所謂団結(Koatition)と、労働協約〔とを〕同視せるに反し、ロトマール 様に両者 [を] 区別して居ることである。即ち、「工業法の一五二条〔および〕一五三条は同一利害関係者の協定 たと同

- この点に於て、SinzheimerはLotmarに対し、方法論的に優越して居ると言はなければならない。
- (\approx) Sinzheimer; a. a. O. I Bd S.1
- (φ) Sinzheimer; a. a. O. I Bd S.2
- (4) Sinz[heimer]; a. a. O. I Bd S.5-6

5

Sinz[heimer]; a. a. O. I Bd S.6

- (©) Sinz(heimer); a. a. O. I Bd S.7.(C) Sinz(heimer); a. a. O. I Bd S.15
- (∞) Sinz(heimer); a. a. O. I Bd S.16
- (9) Sinz[heimer]; a. a. O. I Bd S.22.
- 10 訳として今や確定して〔い〕る所、労働協約の言葉を、Tarifvertagに対しても、Arbeitsnormenvertrag に対しても用 般に関する他の規定も亦総て本質的なる故] であるとして居る。(Sinzheimer; a. a. O. I Bd S99-100.) 然し、私は日本 区別される事、今は疑なき事実である ひた。労働協約の用語は福田徳三氏によつて始めて用ひらる。又、Arbeitsvertragを労働契約〔と〕訳し、労働協約と Sinz[heimer] は何故Tarifvertragと云わずに、Arbeitsnormenvertragと云ひしかについて、「賃金以外に労働関係 語
- (\(\pi\)) Sinz[heimer]; a. a. O. I Bd S.22
- (2) Sinz(heimer); a. a. O. I Bd S.30-32.

へはSinzheimerの ここにあげられる三種の規定は、Lotomarが労働協約に本体的ならざる*[も?] のとして居るものと大体一致するが、 (Ⅲ)の場合にあたるものはLotmarに於ては明瞭に意識せられて居ないやうである。(Ⅲ)の場合

- と云うのは例へば、 法に法定するやうな場合である。(Sinz[heimer], a.a.O.S.32 雇傭者又は被傭者が、 締結されたる労働協約の遵 〔守〕を自らの間で相互に約定するか若くは制定
- 13 Sinz[heimer]; a. a. O. I Bd S.33
- られ、Direktionsnormenに於ては、 その性質上solidarnormenに於て多く論ぜられる余地をもつて居るが、 者の*使して堅牢なる保護着衣(Schutzkleidung)を使用させるべき」事を規範の如きを含むとせられて居る。 Tarifnormenに於ては、労賃、労働(労働遂行の労働時間、労働形態などに関す)及労賃の労働に対する関係が規制せ Tarifnormen—協約規範、Direktionsnormen—支配規範或は**規範、Fürsorgenormen—配慮規範とでも訳すべきか。 誰が一般に支配権を行使する権利ありや、等々が規定せられ、 個人的関係に於ても亦例へば「*類製造婦人労働 Fürsorgenormen t
- 17 16 Sinz[heimer];a.a. O.I. S. Bd. 49

15

Sinzheimer; a.a. O.I. Bd. S. 48-49.

- 18 Sinzheimer自身も言つて居る。「法的機構からの組織体の排除は、 Sinz[heimer];a.a. O.I. S. 50
- を準備する事の不可能を結果する、 それは、契約思想の前進的形成へ、重要なる発展の献身を居るのである。」(Sinz[heimer];a.a. O.I. Bd.S. 46. 並びに、 社会的職業規範に於ては、
- 19 Sinz(heimer);a.a. O.I Bd. S. 59
- Sinz(heimer);a.a. O.I. S. Bd. 72 Sinz(heimer);a.a. O.I. S. Bd. 63

20

- 21 (2)(2) Sinz[heimer];a.a. O.I. S. Bd. 73-74.
- 24 Sinz[heimer];a.a. O.I. S. Bd. 74-75
- 25 Sinz(heimer); a.a. O.I. S. Bd. 78-80
- 26 Sinz[heimer];a.a. O.I. S. . Bd. 81
- Sinz[heimer];a.a. O.I. S. Bd. 82-83

Sinzheimerの労働者団体に対する高い評価は全巻を通じて伺はれるのみならず、その総〔て〕の彼の全著作に於て増

契約の中にその場

置 又

先ず社会的職業規範に対し、

労働協約がその充全の意義を得るのであり、

働協約法が生きたかの効果とを*つなに組織体の活動にあつて*はれる事を要請する。法が一切の側面から実効的であ に所属せざるものゝ為にも利益であるべき労働規範のみを規定するであらうと云う事が認められる。」と言ひSinz 強められて居る。 育機関である。」(Arbeits(1916) S. 35-36. [heimer], Rechtfragen des Arbeitstarifvertrags, (1913), S. 19.) 或は、「自力組織 国家が中間団体を使用する所の、 例へば、「労働協約を締結するは独立なる労働組合であらねばならぬ。か、る労働組合が、 法発展上の一段階である。……組織体は大衆 (Selbstorganisation) の精神は、労 (Masse) と法との間の結 その団

- 28 Sinz[heimer];a.a. O.I. Bd. 84.ff. そこにおいての詳論は省略。後藤・『理論史』九九頁参照
- (2) Sinz(heimer);a.a. O.I. Bd. S. 90
- 30 分がなかつたか、少くも潜在的にしか存在しなかつた。その合有権の形が、だんだんと崩れて遂に『持分権の統合』と 以下同じ〕法の共有権の修正であると共に、又その範囲に於て合有権の実現である。元来、合有権の固有の形態には持 合に於て観られる合有について、石田博士の曰く「持分権の自由処分を禁ずる点に於て、それはRoma[ローマ―原文] て合有権は持分権の自由処分を許さない共有権の一種となつたのである。」と。(『民法研究』一〇七頁―一〇八頁 - ふ点にそ [其] の残形を止めた。本来、合有権と共有権との間には権利帰属上の差異があつた。然るに現行民法に到 石田〔文次郎〕 博士『民法研究』〔第一巻[弘文堂書房・一九三四]〕三六頁。なおドイツ民法七〇五―七四〇条の組
- (31) 石田博士〔·前掲〕『民法研究』三六—三七頁。
- 32 Gleichiberechtigung) を経験すると言ふ思想に表現される。」 などと言つて居る (Sinz [heimer]; Arbeitstarifgesez, S30.) 思への従属性によつて広められ保護せられるとの意識は、 か、る見方はArbeitstarifgesetzに至つて更に深められて居るのを見る。例へば、「労働者側に於ては、 彼等がか、る従属性とをもつて、 始めて 団体の社会的
- (33) Sinzheimer; a.a. O. S 98
- (3) Sinz[heimer];a.a. O. S. 106.

В

労働協

約

の法律効果

ジンツハイマーは一九〇八年、『集団的労働協約論』 第二巻を著し、その中で、労働協約の法律効果を詳細に展

するや否やについては、

詳細に考察しようと思う。

性は、 qualifizierten ある。 務付ける債務をもつ」事、 純なる根本形態とに関するものである。 開 更に、 じた。 iz 労働協約は、 成 雇 か か、る本質的内容と単純な根本形態を有する場合に尽きるものではない。 り立つ場合、 傭 労働協約は、 労働協 、る全体の構成をもつのであるが、 者側 その支配領域に於て締結せられる個 Albeiternormenvertrag)を論ずるために第四章を設け、 約 於 の三つの機能に応じて、三つの章が主たる理論を形造る。 構成者と団体との間の関係を確立すべき債務をもつ」 7 それを締結せる両当事者を、 雇 傭 「最後に、労働協約は、 者団 体 が当事者となる場合、 三つの機能と言うは、 我々はその中特に主要なる問題、 その当事者が団体から 々の労働契約の内容を規定すべき規範を与へねばならな 孰れの側に於ても、 即 規範的、 ち 有資格的 債権的、 一定の給付に、 事、 そして余論に於て協約期間にふれるので 労 それは、 働 である。 権 特に労働協約がUnabdigbarkeitを有 協 多様な組合せが存する。 利能力があるか或は権 社会法的と称せられるもの、 約 協約 0 然るに、 即ち労働規範の遵守に迄 根 0 本 本質的な内容と最 形態 現実に於ける多様 (Grudform des 利能力なき その中 即 事

(i)労働協約の規範的機能はUnabdingbarkeitを持つか

彼によれば、 然るにジンツハイマーはこれを否定し、 の必要を認めた功績は争うべからざるものであるとするが、 労働協約 労働協約 の規範 口 0 1 Ħ 7 的 的機能に強] から、 ル は問題の提起に於て出発点から既に誤つてゐた。 労働協約の中に現はされて居る集団意思 行的効果を法上認め得るか、〔と〕言う問に対して、 唯債権的にしか保証されないものとなすのである。 問題の提起の仕方に於て既にロト (Gessamtwill) 蓋し、 問題は強行性がかゝ 口 の、 1 7 個 1 別 それには、 ル マー 的 ĺ こそれ 意思に対する優 ルに反対する。 る優越 Ż の必要 ル

を如何なる手段によつて認めるかに存し、 強行的規範機能が認められて居るか、又は単に債権的機能のみが認められて居るかゞ問題たり得る。」と。 ジンツハイマー 約違反行為をかゝるものとして宣言し、 可能性があり得るにも拘らず、 は 次の如 く問題を定立する。 ロトマールは、 その被害者たる当事者に契約違反に基く請求権を与へると言う方法との二 然も、 即ち、「現行法から出発する探究に於ては、 それには、 前者のみが唯一の可能性なりとして居るからである。かくて、 労働協約にUnabdingbarkeitを与へる方法と、 労働協約の法効果として

言へるが如く、 けるロトマール 当然であるものと見られなければならない。それ故、ジンツハイマーのこの非難は既に団体説をとれる立場から せられたものである。 れざる為には、 彼の市民法的悟性は代理説を打立ててゐるのである。 よつて裏書され得ることは言うまでもあるまいから。 協約違反の労働契約の当事者が同じ個人であるならば、 であるとする立場に於ては、所謂債権的に効力を確保すると云う事は意味を持たないからである。協約の当事者と、 みが唯一の方法であつた、と見なければならない、 「同一でない。」と言つてゐる。然し、それは彼のパトスが言つてゐるのであつて、 て承認されているか?」に存するものと言はねばならない。 果してロトマールは問題の把握を誤つてゐたのであらうか。 0 前者を法源として見る事のみが唯一の途であつた。かくて、 現行法上の問題は、 問題の提起の仕方も一応可能なわけであろう。然し、 然も、 彼自身も認める如く、 「強行的規範的機能が、 代理説もそれだけとして見れば可能であるとすれば、ここに於 蓋し、 成程、 従て、彼が、 前の契約 当事者理論に於て代理説をとり、 或は単に債権的機能が、 ロトマールは、 労働協約が、 -労働協約 団体説を是認する限り、 寧ろ、 ロトマール 協約の当事者と労働契約の当事者とは 同じ当事者の労働契約に打ち破 ロトマールに於ては、 -が後の契約 ロゴスが言つてるのでは 孰れが労働協約の法律効果と の問題の提起は内在的には 当事者は個々の労働 ジンツハイマー -労働契約 問 . ひ方 に述べら

'n

たジンツハ

1 マ

]

0)

批 判

は 勿論 正し

いであろう。

独民三九

九条は、

かくて労働

協 約 0

次に、 一歩一歩、 ジンツハイマーのロトマール批判の跡に従つて進むことにする。

ればならない。 きではなく、却て法律自身が例外を明定せる場合なのである。従て、 に表現せられて居ることである。所で、三九九条については、 それが一定の客体に関する場合には、 凡ゆる協約規範に反する行為、特に協約違反の労働契約を締結してはならない義務を負う。所で、こうした義務は 法律的類型 対して、次の如く論難する。 譲渡禁止 すものは法律の補充的規範であり、当事者が排除せんと欲した先在的規定が、この空虚を充すのではない。」だから 不当利得に関する法律が妥当する」のであり、 合と、個々の協定の無効にも拘らず全契約は存続する場合とが考へられ、前の場合には、「一般に契約法は妥当せず、 譲つて、禁止契約に反する契約が無効であるとするならば、民法一三九条によつて、一つの契約が全部無効なる場 のではなく、むしろ有効に成立し、 か、る自らに課した法律行為締結の自由の制限規定たる点に於て両者は同じ類型に外ならないのである。然るに、 、る処分制限に反する契約が無効でない事は、普通法からの精神であり、 (イ) ジンツハイマーは、 0 理 (Rechtsfigur) の一つの下に立たねばならないが、労働協約に於ては、雇傭者は労働者団体に対して 論 から、 労働協約のUnabdingbarkeitを導かんとするロトマールは二重の誤解をなして居ると見なけ 即ち、労働協約は、実定法上の一現象である以上、現行法の下に於て認められて居る ロトマールが、 唯、 現行法では、私人の意思に基く譲渡禁止として認められて居るのであつて、 一定の請求権が生ずるのみであると言はなければならない。 獨民三九九条から労働協約のUnabdingbarkeitを演繹せんとするのに 此の場合には、「無効なる為内容空虚となれる協定の法的内容を充 ロトマールの如く市民法の普遍的なる精神と解すべ 般的には、 現行法に於ても、 処分制限に反する契約は無効 それは民法一三七条(5) たとひ百歩を

— 79 —

Unabdingbarkeitを導く根拠たり得ないのである

味に於ける如何なる行為が存すべきかを決定するだらうけれども、 当事者が如何なる法律効果を意欲したかによつて、決定されるものではない、 されねばならない。」とするのに対して、ジンツハイマーは、 るや、に存する、 である、然も、たとひかゝる個別的な場合に於て強行的規範的機能への意思が表現されて居たとしても、 効力を欲するか疑はしいのみならず、大抵の場合は、 ,ては断じて規定するものではないからである、むしろ、 トマールが、「当事者は労働規範の強行的効力を意識する、 となして批判するのである。 むしろこの点について明示的意思表示は全く存して居な 決定的な問題は、 強行的規範的効力を意欲するか、 個々の場合に於ける法的効力の種類及形態に 従て、 実定法が、 蓋し、 か、る強行的効力は労働協約に容認 当事者の意思は成程事実的 表示されたる意思に従ひ得 或は単なる債権 問 題は 意

表示されたる意思は、 に呼応して抽象的なるホモ・ユーリス 品 系に於ける私法原理は、 機をなすが故に、 の成り立つ地盤として把握するのである。 私的自治に対する制限として捉へてゐるのに対して、ジンツハイマーは、それと区別の上に於て観、 のトレーガー 口 トマールは、 然し、それ故に却て私的自治は既に私法的秩序の中に措定されたる法的概念であらねばならない。 〔Träger〕として交渉する自由なる契機とを要請する市民社会の原理を根源とするが故に、 下部を支配する諸原理によつて根本的に規定せられることは言ふまでもない。 意思あり、故に法律効果あり、として、 法律制度によつて始めて法的意味を持たねばならないのである。 自由平等なる抽象的主体としてのホモ・エコノミクス [homo economics] と、 〔homo juris〕と、契約自由乃至は私的自治の 法的制度が、歴史的社会的現実存在の云は、上部構造として特殊なる 私的自治を根源的意識 の次元に於て観、 原則とを認めねばならなか 然るに、 却て法をか 法を私的自治 彼等が 近代法体 されば それ 商 契 る

労働協約に基く請求権を処分し得るものではない。」として居るものとジンツハイマーは解する。そして、 Hand)を発生せしめる関係が創設されるものであり、 法ではあるが、 するものではなく、 なき社団の場合に於ても、 しては、(i) 即ち、 1 マー それは権利能力なき社団についてのみ可能であり、 雇傭者と労働者とは労働協約に反する個別的契約を締結するとき、 i 労働協約の法律的存立には毫も触れざる所の契約の合意たるのみであつて、従て労働契約 が、 「労働 労働契約に於ける当事者の意思表示は労働協約に基く請求権の処分を包含するものでは 協約 の債権によつて、 労働者側に於ては、 合有的に統合されて〔い〕るものの一人は、 権利能力ある場合には妥当せず、 合有的 請 労働協約を一般に変更せんと欲 求権 (Anspruch zur gesamten ii 権 独りに 利能 対 違 力

されば、 生せしめる労働協約は、 か る労働契約を有効とするときは、 於ける如 者は依然として個々の労働者であり組合の規定の適用などは思ひも及ばぬ所であつたのである。 共同に着手せる意思が蹂躙されてはならないと言う法的確信を表現してはゐるのである、 体の意思の尊重さるべき事を欲求し〔て〕ゐるのである。すなわち、 然し、ジンツハイマーの批評は全く見当違ひであらう。 る解除は自由になされ得るものではない。」と****** 相手方の か 法的 仲 る労働協約に反する労働契約は、 その解除ではない。」) 蕳 構成に 例 ば他の労働者) こつい ロトマールに於ては、決して考へられて居なかつたからである。 て、 上 技術的 述 として批判するのである。 との関係に於ては な整理がなされてゐないのである。 のやうに多数者によつて締結された契約の効力を剥ぎ取ることになる。 契約ではあるが、 [云い?]、 蓋し、労働者側 労働協約の ---その契約当事者 「労働協約が設定せる契約自 個々の労働者の意思によつて多数の労働 に彼の所謂 方的な解 又 ロトマール 除に外ならない <u>の</u> 「合有的請 然し彼に於ては協約当 成程、 方 例 が、 求権 云はば、 由 口 一労働協 ば 0 1 0) 制 雇 を 備者 限は、 であるが * 紛に反 寸 ル 体説 は多数 〔発?:〕 者 が

働協約の法源性を基礎付けることによつてのみ協約目的を貫徹し得るが故に、以上の如く法的確信を主張し、実質 者が共同的 解せるものとは言ひ難い。 的に協約解除に導く、 を回復するに足るものとすれば、 に建てた所のものであり、この故に、かゝる多数者中の個別者の同意は、この制限を破壊して契約自 協約違反の労働契約を排斥せんとするものであつて、ジンツハイマー 既に団体説をとる者に対してのみ向けられ得る批評である。 矛盾も甚だしい。」と論ずるとき、 当事者論に於て代理説をとる彼としては の批評 は、 彼を深 亩

て次の如く論難する。 (ニ)〔ジンツハイマー は 労働協約のUnabdingbarkeitを従業規則から類推せんとするロト マー ル 0 見解に対

事ヲ得ル」と規定して居る工業法第一三四条a第三項を根拠として、ロトマールが、「その内容が従業規則に違反し 否とを問はず労働者に妥当すると云う事を意味するに過ぎず、 なせる一方的処分に拘束されると言ふ事(それが一方的なものであるから、 規則の内容変更が、工業法第一三四条a第三項に規定された場合と同様に拘束されることになる。」との理由から、 且. モノタル限リ、 めた規定であると見らるべきや?ジンツハイマーはそれを否定する。 める根拠として居る工業法の第一三四条の第一項及同条a第三項は果してロトマールの解する如く強行的効力を認 0 ノ内容ノ変更ハ、 ・を撤回し得るにも拘わらず、)及、この一方的処分の内容は労働者が労働契約の締結に際し、これを認識せると 同様に充分有効なる所の労働契約が、 ロトマールの考へる如く、 雇傭者及労働者ヲ拘束ス」となせる工業法第一三四条C第一項は、 追加規則ノ発布又ハ従来ノモノニ代ハルベキ新従業規則ノ発布ノ方向ニヨツテノミ、 従業規則は、 総ての被傭者或はその多数者と締結されるならば、 解釈上於 |強行的規範的効力を有しえるや?ロトマー 強行的効力を意味するものではない。又、「従業規 即ち、 一般的な民法に於ては個 「従業規則ノ内容ハ、 単に、 雇傭者が従業規則に於て 労働契約による従業 法律二反セザ j 々 がそ 0 之ヲ為ス 場合にそ ル

以上の如きがジンツハイマーの議論である。 規則 効性 ジン 欲するかの問題に迄及べるものではない。」然るに、従業規則の内容に反する労働契約は、 る全部の労働契約が従業規則の内容に反するときと雖も、 するものではなく、 であるかの問題にのみ関するのであつて、 ある。」然るに、「工業法第一三四条a第三項は、 しての意義を有する限りは妥当性をもち、 従業規 の内 ツハイマー (Wirksamkeit) とを区別してゐない。 萴 法律規定の 容に反する労働契約が処せられたるときは、従業規則の内容が、直ちに再び規準となることによつて判る。 0 強行的規範的 は批判する。 解釈 単に当該場合に対するその実効性を排除するに過ぎないものである。 一効力を論議せんとしてゐるのに対して、 即ち、 法規の実定法秩序の ロトマール 当事者はこの規範の適用に対して如何なる容態をとり得るか又採らんと それが個々の場合に於ても事実上適用せらる、ときは実効性をもつの 然るに両者は識別せられねばならない。「従業規則 の解釈は、 その文言に見らるゝ如く、 中に於ける論理 従業規則の内容を了けるものではない。 従業規則の二つの機能、 従業規則の妥当性と実効性とを区別する立 的意味構造 単に従業規則の変更は如何にして可 0 理 解 即ち妥当性 ーに於て、 従て、 従業規則の内容を変更 その は、 (Gültigkeit) この事は、 それが規範 経営内に於け

と実

能

か

然るに今両者を見るに、 従業規則に対する優位を肯定せんとする要請の下に、 つて支持されて居るものと断定してゐるのに対し、 に求め、 規と見るや任意法規と把えるやは、 両者に共通する根本原則として、 口 1 ューマー ルに於ては、 歴史的社会的人間たる解釈主体の法的要請によつて目的論的に決定せら 両者の強行的規範性が要求されて居る事を主張し、 労働協約のUnabdingbarkeitを承認する為の形式 ジンツハ 却て従業規則の実効性は排除し得るものと解釈しているもの イマー は、 口 1 マ 1 ル によつて否定され それが法的確 式的妥当 規定を強 信 によ

と見られ得やう。

両氏

の理論について、

吟味すべき問題が伏在してゐる。

従

労働協約も優位を認める彼の立場からすれば、 られて居る。従業規則は、 想へたものであると、 ないのである。それが、「資本家階級に多少とも残れる羞恥心に訴へたもの」であると、乃至は漸く覚えた恐怖心に 由平等主体の間に行はれながら、実質的不自由不平等の関係に於て保護されることを反省せる結果の主体に外なら 定によつて排除し得る、となせるは、 使が排除されざる限りに於てのみ作用することを特徴とするものであるから、 に於て、特に又未組織の労働者の場合に於て、彼は全く「雇傭者の単なる意思決定」に場所を与へざるを得ない。 を排し得るとなす〔の〕であらうが、 て〔い〕る事難無しとすれば、 され得るものとすれば、そして排除する所の労働契約に於ては再び雇傭者の「単なる意思決定」 や〔否や〕である。 必ずしもその強行的規範性を要請するものではない筈である。それゆえにより良き条件を定めたる労働協約 それは、「単なる意思決定」から経済的弱者を保護することに外ならないからである。即ち、協定が形式的 彼が、従業規則は雇傭者の絶対権行使の結果〔で〕あり、然るに、かゝる個々の絶対権は協定によつてその 社会的に真実なる法解釈であるとみなければならない。 -たとひ、この規範が単に自己定立的であつたとしても---彼自身の言によれば、「従業規則は、 或は本来具有する彼等の狡智をそ、のかしたるものであるとを問わず、 ロトマールの所謂「弱き契約当事者の利益の為に」強行的規範性を要請するものとなす(宮) 彼が従業規則に認めんとする機能は意味を失うであろう。 従業規則の制定が義務化されてゐる理由を全く理解せざるものであろう。 協約無き場合に於て、或は存しても限定された事項についてのみ存する場合 労働協約の締結によつてよりよき仕方によつて「単なる意思決定 雇傭者の単なる意思決定の代りに規範を定立せんとする それ故に、弱き契約当事者の利益に反せざる限 —第一歩である。」然るに、その実効性が排 従業規則の実効性は労働契約なる協 成程、 その利害が義務付け が現実には支配 従業規則に対する

ジンツハイマーの如く、労働契約によつて従業規則の実効性を排除し得るとする見解が支持し得られ

めてはゐないのである

であらう。」とする後藤氏の見解は優れたものとしなければならない。云はゞ従業規則を最低条件を定めたるも(ミニシ 則が為せられたときは、それに反する規定は、 \$ 従業規則に対して劣位に置かんとするロトマール 労働者にとつて有利なるもの、外は、 の見解は支持することを得ない。されば、 効力を有ち得ないと見るべき 「一度び、 従業規

第二に、従業規則の強行的規範性から、 果して労働協約のそれを類推し得るや否や?

と見るべきであろう。

ジンツハイマー て、その上に立 トマールは、「一方性と双方性との差異」から、より強き理由を以てそれを肯定したことは既述の如くであるが は類 脚せる口 (推の可能性そのものに就いて論ずる〔と〕共に従業規則に強行的規範性を否定することによつ 1 マー ル が 一 連の理由に対する論駁にピリオドを打つて居る。 従て、 この問題に迄筆を准

けられて居るにしても、 論理的構造たる法律秩序の理解は、 を認め ると云う事態に於ては 両者は、 く、それを闘争的性格を帯有する労働協約と同じ法的類型に於て見ることは抽象的たるを免れないのである。 たるが如く、 階級的関係に決定的に規定されつ、、総資本の立場からの社会政策の要請によつて法的意味を担はせら 類推が成り立つ為には、 玉 家的にそれを監督せんとする関係に於て法的意味を具有せしめられるものたるに対 雇 傭 者の絶対権の行使の結果制定されたる規範であり、 一応同じであると考へられるが、 著るしく温情的乃至は上から〔課せられたと〕の性格を濃厚に有することは云うまでもな 同 科学性を担ひ得ないであらう。然るに、従業規則は、 の法的に 類型に包摂せられる場合でなければならぬ。 従業規則に於ては たとひ国家によつてその制定を法的に義務 部分社会に於ける雇 ジンツハイマーの 然らざれば、 傭 労働協約に於て 者の支配 法的 指 的 類 型 摘 衍

は、

部分社会に於ける労資の勢力的対立を承認し、

これに対して国家的見地から規準を与へんとする関係に於てゞ

ある。 於ける類型としての従業規則からその形式的妥当根拠を引き出すことは出来ないといわなければならな んとするは根源的法意識として充分尊重すべきにも拘らず、 を考慮せる総資本の立場から志向せられる。 んとする総資本の立場から志向せられ、 両者に於ける国家の立法は前者に於ては 後者に於ては、 ロトマールが、 雇傭者の利潤に対する渇望によつて摩滅せられる労働力を保護 労働闘争による労働力の消耗 立法意思の実在たる実定法の形式的 「一方性と双方性との差異」 反資本主義そのもの から当然の 類推を肯定 法典的秩序に 動 せ

同条は、 二つの場合をロトマールは例示的であるとするのに対して、 ス ル 事ヲ得ス。 は 従業規則並ニ第一二三条及第一二四条ノ規定セルモノ以外ノ解雇原因及離脱原因ヲ労働契約ニ於テ規定 前 以上の如き両氏の解釈の差異は、工業法第一三四条c第二項の規定の解釈の差異の基礎をなして居 述の例に於て多少触れたことであるが、 従事規則 ノ規定セルモノ以外ノ罰ヲ労働者ニ課スル事ヲ得ス。」と規定してゐるのであるが、 両氏に於ては、 ジンツハイマーは例外例であると見て居る。 労働協約と従業規則とが衝突する場合孰 れ が

それ故に、 内容に反して締結せられ得るのみならず、 的に労働協約 項の規定を根拠として、 優先すべきか、 宗的意思表示がなく黙示的でしかない場合であり、 「かゝる競合は、 従業規則の妥当性にも拘らず従業規則の領域内に於て締結された労働契約は、 の内容に一致するならば、労働協約の内容に従て締結せられるのである。」となし、 について全く別の論理から、全く別の結論に達して居る。 ジンツハイマーは、 従業規則の内容に非ずして、労働規範 法律の規定に反せざる限りは、 従業規則の重要性と実効性とを分ける立場から、 従業規則の内容に矛盾する労働協約の規定に従ても亦締結せられ得 か、る場合には労働契約に関して、 従業規則は労働協約と衝突してもその効力は妨げられ (Arbeitsnorm) ロトマールは、 の内容に優位が与へられると云う方 「労働契約は、 工業法第一三四条C第 規定根拠 労働契約 唯 の競合が存する の当事者が明示 問 題は 従業規則 か な る 0

かゝる場合にのみ、 一三四条C第二項に規定される二つの場合及従業規則が同時に行政処分の性格をもつ場合は例外である。「それ 法によつてのみ調整される。そして、 労働規範の実効性の性格はその限界を見出すのである。」と断じて居る。(②) 労働 別規範 0 か ゝる優越 的地位は民法第一五七条から生ずる。」勿論工

されたならば、 の見地からは、 既述の如く、従業規則は最低条件を規定せるものであり、その範囲に於ては強行的規範性を有すると解釈する我 労働契約の当事者の明示的な意思表示がない場合、 それが同条の場合に於ても亦労働協約が優先すべきものでなければならない 工業法第一三四条C第二項は例示的であり、被傭者にとつて、より良き条件が労働協約に於て規定 信義誠実の原則を採用せんとする論理的 然し、ジンツハイマーがGuten Sitten〔善 根拠が、 我 Þ 0

らう。 良の風俗〕ではなく、Treu und Glauben〔信義誠実〕を援用したるは、 その妥当は債権的にのみ保障されて居るとなすのである。 立場に於てのみ充分に存するものであることは言うまでもないであらう。 (ホ) かくて、ジンツハイマーは、 労働協約の規範的機能は現行法上は法源的な強行的作用を持たない 解釈論上、より深き真実性を担うものであ のであり、

あ₍₂₃₎ こ24 きて〔い〕 適用が労働契約の当事者の自由な、そして拘束されざる意思に基礎をもち、 度にかくの 労働協約は、 如く債権的に拘束されることの中に、 如き労働 労働規範に相応して振舞うべきことを、その当事者に義務付ける。 規律 (Arbeitsreglement) 労働協約の特性が存するのである。 の単なる表式から、 且つその意味が補助的なる妥当性に尽 労働協約を鋭く区別する所 即 労働協約 ち、 個 の当事者が 々 の場合に於てその 0 特 定の 態

かくて、彼の理論は、労働協約の債権的機能に移る。

(ⅱ) 労働協約の債権的機能について

ジンツハイマーは、

「債権的機能によつて与へられる法律関係の外的状況についての一般的特徴」として、

こ、では縷述を避け社会的に重要なる意味をもつ事項についての彼の見解を考察するに止める。 働者団体の義務及協約違反の効果の三つの見地から、 原則として労働協約の有効期間は協約そのものゝ中に定められて居ることなどを挙げ、やがて、雇傭者の義務、労 では労働者団体又は多くの労働者団体である事 労働協約締結者が義務付けられる事、即ち雇傭者側に於ては雇傭者個人又は多数の雇傭者であり、 îi 労働協約の債権的機能について詳細に展開するのであるが 無形式の同意によつて労働協約が効力を持つと云う事 iii

(イ)債権者の義務の法律的*源

を再検討することによつて、法の在り方について考察し社会法研究の出発点とすることに存するが故に、 なされたジンツハイマーに対する批判とが存するのみならず、私のテーマが労働協約が強行的規範性を有し得る(タビ) この問題についてのジンツハイマーの理論は、既に後藤教授の詳細なる紹介と、シャールの見解に好意を示しつ この問

については筆を早めることも一応許されるであろう。

雇傭者の協約義務の不作為性を主張する。然し、この不作為義務には、純粋なものと、「債権的義務と結びつけら に反する労働契約を存在せしめないと言う事が協約の内容である。もし協約の内容が前者の如くんば、それは雇傭 積極的行為をなす事によつてのみ作り出され得るような場合」である。そして彼は、作為義務を認めるシャー た消極的義 ジンツハイマーは、「雇傭者が協約規定に従ひ、労働契約を締結すると言う事は協約の内容ではなく、 協約所定の条件の下に人をして労働せしむる義務を課する労働契約と何等異る所なきものとなる。」として 務」とを認める。 後者は、「不作為義務の履行によつて到達さるべき状態が、 たゞ 雇傭者が先ず一定

を論駁してゐるのであるが、

成功してゐるとは言ひ

ず、

般に何等

の行動をもなさぬ

例

ば

般に労働契約を締結しない)と言う方法によつても亦、

不作為義務を

法的 のは、 うとして居る労働協約 疑なしとは 上 在的労働規範の観 ではなく、 て居るとする見解を正しいとする。 らゆる労働協約に於て団体に対して闘争目的の為にするか、る解雇はなさるべからずとする協定が黙 的には如何に判断すべきかである。 立する……それ故 理する権利を含むものなりや、 入及解雇については完全なる自由を有する。 彼が、 如き考方の 在的労働規範に基い の協約義務 傭 大量解雇 寧ろ、 確実に 潜が、 帰結は、 動 協約締結に関係せる労働者団体に反対して企てる所の処置の行使に於てのみ起るものを指す。 念 雇傭者は労働協約の有効期間中は労働契約の以下の如き解雇は為すべからずとする内容の が可 の不作為性を主張し、 は (Massen Kündigen) 主張され 問題は、 (Vorstellung einer latent* 能 の目的に矛盾する事は争はれないのである。 雇傭者がか、る解釈をなさせる場合には、 て締結せる個々の労働契約に違反するのである。 なりや否やである。」「私の意見は、 得 唯か、る理由からではなくて、 な である。 , 30 , 30 一我々は、 ·だが、 大量解雇が物質的な、 雇傭者のかゝる行状が、 について抱く見解には興味深 「雇傭者は只に協約に従て積極的に行動すると云う方法によつてのみなら 彼の か、る黙示的協定の意義は、 然し、こゝに問題がある…… Arbeitsnorm) 所 謂 階級 闘争回避の為に行はる、場合に、 労働協約 的労働規範 私経済的な考量に基くときは疑もなくこの権 を基礎付けると言う事である。こゝ 協約関係の要素中には 彼は労働協約に違反するのでは 唯問われるべきは、 11 の理念に鑑み、 ものがある。 か に強 労働協約に基く一の義 、る潜在的労働規範の承認は現行法上 雇 傭者 関心をもたざるを得な 0 「結局、 信 かい 既に現行法上それに対 義誠実の 切の労働闘争を遠ざけ る自由 かゝる大量解 雇 傭者は労働 ないが、 原 務を創 は大量 則 宗的に に従て、 解雇と云う 実に 出 或 行 雇 袔 す る潜 る して は が は を 0 以 É 法 傭 処 n 存

満足させることが出来る。」とする見解から、 つて、たとひ法的効力に於て微弱であるとは云え、 範性を否定せんとするとき、かゝる潜在的なる法的規範の存在については、一顧を与へなかつた彼が、今こゝに到 せんが為に、終に形式的妥当根拠を有せざる、かゝる潜在的労働規範を導き入るゝに至つた。 暗示深いことである。 雇傭者に解雇の自由を承認するにも拘らず、 何等か形式的妥当根拠なき法的規範を承認せんとして居ること 大量解雇を許さず、 労働協約 の強行的 規

すべき義務を包含しない。」と解して、ロトマールと同様に所謂「実行義務」を否定せるは、「33) 盡きる。かくて、労働協約に基く雇傭者の義務は労働協約に適合せる現在の労働契約関係を契約の定め通りに履行 ジンツハイマーは、「協約に還元する行為を為さざるの意義は、 П 被傭者団体の義務、 就中、 平和義務につきて。 協約違反の労働関係の形成を阻 抽象的たるを免れない。 止すべき義

的 ない。 的なものとする事は、 成員も亦雇傭者に対する凡ゆる闘争行為を止めるであらうと言う事である。」かゝる平和義務を労働者団体の本質 労働者そのものによる闘争手段の適用も亦排除されねばならない。従て、労働者団体は二重に約定しなければなら 労働者団体がかゝるものとして、その用ひ得る闘争手段の適用に於て、妨げられると云うことでは充分ではなく、 一者の見張り、 ジンツハイマーによれば、 〔同盟絶交〔Versagenklärung〕)と、労働者そのものによつても亦遂行される攻撃 即ち ロトマールに於ては未だ意識されてゐなかつた所である。然し、当時の社会政策の指導的理念は産業平和 1 及同盟絶交の遵守)とに外ならない。「従て、労働平和の保障が法的に達せらるべきであるならば 労働者団体そのものが、雇傭者に対し一切の闘争行為を止めるであらうと言う事、(2) 彼が労働協約締結の根本的目的として平和目的を認める事からの帰結である。 (3) 労働平和は二重の攻撃を蒙る。 即ち、 〔それらは〕 労働者団体による団体としての (Streik 同盟絶交、 る平和 その構 攻

-和と

同じ事が、

――であつたことについては既に述べ

協

特

情

なつて居る文言の使用に際しては、

その重要なる意味も亦充分に意識して

〔い〕ることが承認され得る程度に、

表

共同的 が行は 場合の如し)や、 平和義務について彼が詳論するもの、中 熱的に、 る協約規定が存するならば、 が決定する。かゝる内容に従て、凡ゆる闘争手段の適用が無条件に排除さるべきであると言う事も可能である。 起される限り、 であらう。 約規範に適合せる労働協約の締結に影響を与うべき義務」から限界付けるのである。 対して努力すべき義務」とに分けて考察し、 殊法に於ける平 0 -労働平 み限定しやうと思う。 述 闘争権 行せらる の如く、 n る拘束が 労働者の るべきかに拘らず、 0 労働協約の妥当性の限界の問題として、 和義務」を、「労働平和そのものを確立する義務」と、「その構成員も亦労働平和を確立することに 平和目的と平和義務一 平 この問題は、 組織の自由を叫び、 承認されるべきであるならば、 か 或は協約に規定せられたる事項以外の為の平和破壊、 -和破壊 る 般的 ジン 総資本の立場から呼ばれた言葉であるー の場合などに於て、 労働協約は、 K 労働者が階級的立 ッ 団結権 して無条件なる拘束が、 ハイマーは以下の如く論ずる。 それのみが最もよく労働平和に役立つものなることを強調して居る。 般 (Koalitionsrecht) [で]、我々の看過すべからざる問題は、 労働者にとつては、 について論じたる後、 最後に、 労働平 常にか 場から要請せられる平和破壊 ·和は如何なる範囲に於て義務的 平和義務を、「労働契約の履行を代り行うべき義務 基礎的なものであるから。 る現実は、 明確に確立されて居る所 の行使の完全なる協約適合的拘束を意味するのである 如何なる理由に基き又如何なる目的 平 「平和義務の範囲と法的関係」 和義務の範囲については、 明瞭確実に、 或は、 企業の危機、 (同情罷業、 平 そして当事者が、 それ故、 の労働協約は多くは -和義務 而して、 に保持さるべきかにつ の範 我々は、 生存の脅威に際し余 政治的 かゝる展開 第 囲 スト に関して存する 0 に協約 考察をこの 為に闘争行 あるまい ライキ等 の後、 問題と 及 0 い 内 て提 か

現されて居ると言う事が要求せられねばならない。この際、 こゝに於ても、 原則に矛盾し、 る拘束なるが故にguten Sittenと衝突するものに非ずやとの問題が浮び出る。 の否定であつても、 営業の自由 それ故に無効であらうと云う事の方向に向けられた考察は、 私法的処分は奪はれるものではないからである。 の原則について語られた〔の〕 と同じ事が妥当するからである。 個々の場合に於て、 殆んど成功し得ないであらう。 だが、 団結権の完全なる拘束は、 か る拘束は或 即ち、 それは公法的 団結自 極端 由 な

はなくて、 行はれる同盟罷業が考へられる。 ある。 同情罷業 と云つて、 n 債務者のより少き拘束が欲せられてゐると認められると言う原則によれば、 律状態が通常なのである-る。 る事を目的とするものである。 たる労働協約の中に於て正当なる理由を有せざる雇傭者側の何等かの要求を防止せんが為になされる同盟罷業で 向けられる限りに於てのみ排除さるべきである、 問題は、 それから又、 すなわち、 (Sympathiecstreik) その規律の変更以外の他の理由に基き、 か、る意味では不偏中立的(neutral)なるストライキ、 かゝ 労働者団体の平和義務の範囲についての一定の答が協約から得られ るものとして、 労働協約の存続中は、 協約規範によりて規定されて居る関係を変更せんとするのでなく、 は、 ストライキを事例に採るならば、 如何なる法定規範が標準となるべきか、について存する。又 親密なる経営内の労働者の闘争に多大の力と、 最後に、 闘争手段の適用は、 当該経営内の何等かの関係の新たなる規制を一般に獲得せんとするので 政治的ストライキ(politische Streik)が〔は?〕、労働組合的平和 と云う事である。 又他の目的の為に行はる、所の闘争手段の適用が除外されるの 労働規範及職業規範の中に含まれる一 防衛的同盟罷業 即ち所謂同情罷業の場合にも同じ事が言へる。 従て、 労働者団体の平和義務を承認したか つぎの如き法定規範が正しいものとさ ない 結果に対する多くの希望とを与 場合には (Abwehrstreik) 他の関係を定立せんが為に 疑はしき場合に於ては そして、 般的規範の変更 即ち、 かゝる法

切の くて、 に無条件的平和を保障する契約ではなくて、寧ろ雇傭者と労働者若くは労働者団体との 負せられて居る 除することが出 義務を協定することを欲せず、 ら見て望ましく思は 義 治的 所の国際法的契約の如きものである。然しそれでも尚、 みを争の外に置く所の契約なのである。恰もそれは国家間の契約領域 務 合法的に命ぜられてゐると思はれる平和義務 問題の出来る限り完全なる規制によつて、 の外に立つ。 例外的にのみ起るものだからである。 目的 の為 平る。」 所の のデモンストレーション及政治勢力に対する干渉への努力を目的とするものであるからである。 蓋しそれは労働協約によつて規制せられたる具体的 しむるに充分なものである。 平和的使命は著るしく制限されると言う事は疑無い。 又それが出来ない 加之、 少くとも、 0 蓋し、 ならば、 か 労働協約の締結に際して、 る制限された解釈によつて、 平 労働協約の平和機能についての意義は、 か 雇 和義務の下に立たない 傭者と労働者又労働者団 る関係の不完全なる規制から生ずる闘争的処置 な関係の変更を目的とするものではなくて、 の外部に発生し得る 従て、 当事者は彼等が 左様. 労働協約は、 労働協約が厚*〔く?〕過重 体との な 間 切 0 間 の場合 関係に於ける特定の 切の争点を排 その存続中は 0 般 関 係 雇傭 的に絶対 は 通 常的 者 0 的 では 7 雇 場 0) 平 しな 傭

点

か

以上が、ジンツハイマー 0) 見解である

民 社会が支配せられ、未だ対立的 原理であ 法意識の上に立つて居ると言はなければならない。 を原理とする、)としての個人の自由権を基本とするのであるが、「私法原理なる同 彼は、 る所 の公法的 団結権を営業の自 原理 は、 な社会勢力が対立的な原理を担つて立ち現れることなき限 市民社会の 由などと共に一 同 値的契機に決定せらる、 0 蓋し、 自 日権なりと考へて居る。 原子論の体系たる市民社会の 私法原理 然し、 を承認す 両者 る社会的勢力によつて政 上部構造をなす政治社 ŋ は 物に於ける云はゞ 公民 応 (抽象的 有 な n らる 的 0

和

契機」たる社会法原理を志向する社会的勢力が成長するや、 の人間 思想に導かれるものであり、 階級的人間) の解放と云う革命的要請に方向付けられつゝも、 の人間権乃至生存権のイデオロギーを一応認めざるを得なくなる。営業の自由は、 団結権は実に生存権思想を基底とするものに外ならないのである。それは、 自由権なる同 か、る抽象的なる自由権に対して、具体的なる自 物の対立的契機として存する所の、 恰もかの自 両者は 由 権

時に同一範疇によつて把へられてはならない。

と見られなければならない。 て居るものとすれば、 効なりし当時に於て、 Kampfhandlung) 更に又、 ジンツハイマ を、 かゝる断定は大胆なるものと思はれる。然し、 か、る生存権思想のトレーガーたる労働者階級の立場からは、 法律制度上の権利として見て居るのであるが、果して工業法第一五二条及一五三条の尚 1 は、 団結権とその コ 口 ラリ] た る 団結権が根源的には生存権の要請に支持され 共 百 的 闘 争 権 充分現実性ある解釈であつた (Recht zu gemeinsamner

労働者が経済的事情の変更によりて、 争権の一般的にして無条件なる拘束」を労働協約に於て「明確に」規定する場合に於て、果してそれは如何なる効 会に於ける根本原則であることは言うまでもあるまいが、 に関するストライキは、 ハイマーは、労働協約に於て一度びストライキ権の自己制限をなせるに於ては、其所に規定されて居る事項の変更 る場合に於て、止むなくなせるストライキも亦平和義務の違法であるとしなければならないのであらうか。 力を持つものであらうか。ジンツハイマーは、 (ii)さて、 然らば我々は労働者団体の平和義務を如何なる範囲に於て承認すべきであるか?先ず、 排除さるべきものとなして居る。 協約内の定められたる賃銀によりては、惨めな生活につき落されざるを得ざ 協約意思に従て、そのま、効力を肯定するのである。然しながら 成程、「契約は守られざるべからず」との要請は、 市民社会に内在する異質的原理が自覚され、 自 「共同 由平等な 市民社

為

のストライキは、

の為になさる、ストライキ

ストライキ

陥れることを防がんとする総資本の立場に於ける要請(+A) 我々は、 くて、ヴェニスの老商人の冷酷なる訴を退けたる市民的良心は、(十四) る。 妥当すべきであるとしなければならない。 約に於て規定された事項についても、 ならないと云う事を、 かつた経済的事情の変更の為にストライキの手段をとらざるを得ないときに於てまで、平和義務は要求され つて、より一層深刻な相を呈する所の労働協約の分野に於て、 るのである。然るに、 なつて居る。 て自己の真実性を要求するに至るや、「契約は守らざるべからず」との原則も何等かの限界を反省せざるを得なく 1 る抽象的 間 が の声 認められ、 か 多数の労働者を悲惨な生活に追ひこむことを得ないこと、 ガー 労働協約によつてストライキを非難することの法的可能性を全く、 る限界内に於て、 、に耳傾けなければならない筈である。 人格者に対して、 としてもち、 否、 然もこれらの反省的契機をなす諸原理が、 か、る原則を認める根本的な市民法的確信そのものに於て、実は何等かの反省が要請せられて居 協約事項を変更する目的以外 法的確信に支えられたる真実なる法解釈なりとするものなのである。 市民法的確信に対する根源的なる反省的契機をなすものこそ、 かゝる勢力の成長と共に、 具体的なる階級的 協約に示されたる意思がその範囲を決定する標準となり、 生存を脅威せざる範囲に於て、 平和義務はそれ故本来、 |個人が生ける人間として立ち現は (+三) 事情の変更により不合理化された契約の履行が、 の目的 反省的諸原理が市民 が 市民社会の支配的階級に対抗する 事情変更の より強い理由によつて肯定されないことがあらうか 然り、 今や多数の労働者の飢餓のどん底から発せられ か 云はゞ 労働者が労働協約締結に際して予見し得な)原則 る相対的なものでなければならない [法?] 否定するのではない。 利益の範囲に対してのみ、 れ、 的イデオロギー 生存の問題に結びつくことに 意思非決定論に対して意思決 (同情罷業や政治的 生存権思想に外ならない。 又協約に規定されざる事 従て、 一の社会的勢力をその 経済生活を不安に 批判を通して、 我々は、 唯、 平和 平和義務と 7 0 で んは

る

却

生存を脅威せざる場合に於ても亦為すことを得るものであると解しなければならぬ

(ハ)協約違反の法律効果。特に損害賠償請求権につきて。

を引く事であるから、 生ずる雇傭者の損害賠償請求権は、 て考察してゐるのであるが、その中〔で〕、最も重要なるは損害賠償請求権であり、特に労働者側の違反に基い とに迄説き進めるのである。 る協約違反」の場合と、「労働者団体による協約違反」の場合とに分けて考察し、「現行の法律手段の意味と批判」 イマーは、 労働協約の債権的機能を、 責任契機に於て更に協約の債権的機能を明らかにする為に、「協約違 応 尚、 問題をこゝに限定したいと思う。 雇傭者及労働者団体の両当事者について、その義務の契機に於て論述せる後、 彼は協約不履行の場合、 多数者を含む労働者団体の存続をも脅かすものとして、 両当事者について生ずる権利を、 反の法律効果」を 61 著るしく社会の関 くつかの類型に分け 「雇傭者によ ジンツ

持すべき義務の違反から生ずる場合と、〔労働団体が〕労働平和の確立の為に構成者に干渉すべき義務の違反から は、 生ずる場合とに分けて考察される。 違反行為」による場合である。前者に於ては、 自身平和を維持すべき義務に対する違反行為」及「執行によつてその構成員をして平和に止めるべき義務に対する 彼は、 積極的行為の義務を犯すものである。 労働者団体の協約違反が、 如何なる場合に行はる、かについて二つの場合に分ける。 従て雇傭者側に生ずる損害賠償請求権も、 労働者団体は不作為義務に反するものであり、 労働者団体自身が平和を維 * 即ち、 〔後?〕 労働者団 者に於て

反行為によつて生じたる全損害の賠償を請求し得る。 によつて生じたる損害の賠償を雇傭者が請求し得ることは難〔しく〕ない。」 i)「労働者団体自身が、協約によつて拘束されてゐる平和 〔義務〕 違反の闘争行為をとるときは、 かゝる場合は、 雇傭者は、 この かゝる違 違 害との

間

因果関係

0)

存

在の

証明

の困難が存する。

「それは、

文献に於てのみならず、

個

々

0)

立

法的 特に かゝ

提案に於

は

理

更に生じたる損

害の

証 証明、

協

約違

反 賠

加之、労働者団

体が、

る損害

0

義務を虞

れ 0

· て ニ

般に労働協約を好まなくなる事も亦考へねばならぬ。

に向けられてゐる団体形態が破滅するのである。」と。

の社会生活がそれ

亦

賠

償すべき損

淫害の

額

時に労働者

団体 0 側

の賠償すべき損害の額高を限定せんとする思想の生ずるの

ح_°⁴¹

<

然し、

る執

行義務の不履行に際しては、

雇傭者は民法三二六条に基き、

全部的損害賠償を期待

し得るのであ

それは 合に於ては独民二七六条から生ずる。従て、労働平和を守らせる為の一切の行為を盡くせる場合は責任は生じな しなかつた場合、 すべき義務を充分に果さなかつたときに於てのみ責任がある。これは団結が一 ii 「執行の義務」(Pflicht zur Exekution) 闭 或は不完全に干渉せる場合に起る。 体 0 構成 員 (の闘争行為が生起しゐる事によつて生ずる損害に対しては、 であつて、「保障の義務」(Einstandopflicht) 前の 場合は責任は遅滞 般にその構成員に対して、 (Verzug) の見地から生じ、 労働 ではないのである。 者団 体は、 その 後の 主 場 渉 渉

らず、 般に国民経済と社会的生活とは、 的生活の中に於て一定の任務を果すべき全組織体がそのやうになる事との間には、 ら見ても容易ならぬ に破壊される可能性が存する」こと、となり、 1 iii 我が現代の国民経済及び社会生活が、供給能力をもつ労働者団体の存立について有する一 1 は 述 情熱的な文調を以てこの事を嘆じてゐる。 0 如 事である。 現行法上、 個人が損害賠 その損失によって影響をうけるものではないが、 損害全部の賠償が請求され得るとすると、 償義務の 労働者団体にとつては、この請求権が実に鋭き武器になる。 結果、 曰く、 その財産を犠牲にしなけ 「かゝる破壊は、 「労働者団 只に労働者 然し後者の場 相違がある。 ればならぬと云う事を、 体 が協約違 到 体 般 合には、 前者に於ては 0 立 反に 的 利 益の か 今日 5 て物 ₩. 0 場 4 我 蒈 か

ŋ

換言すれば、その労

得る事である。」彼が立法論へ の出発点は、こゝに踏み出されて居るのを見る。

存権を脅威するが如き場合は、 n ばならな 一損害賠償請求権が雇傭者に生ずる為には、 平和義務は実は存してゐないのである。)の不履行が労働者団体の側に存して居 前述 0 理 由によつて、生存権を脅かさゞる範囲 0 平 和

或は、 ない。 続け得るでもあらう、 単にか、る機能における重要性の見地からのみ見て居る立場からは、 う事から、 さらされざるを得ない。たとひ悲惨な生活を送らうとも、 は彼等の団体をはなれて、 株式会社や、それらのカルテル、シンジケートなどを知つて居る。 認せざるを得ない。 るものでなければならないであろうか?そこに何等かの限界は無い れた利益社会乃至は ジンツハイマーは、 奴隷の安国なき奴隷の従属のみを強ひられねばなるまい。それ故、労働者団体の破滅は、 からば、 労働者の全体的生活に根源する所の、 我々は、 損害賠償によつて団体の存続が破壊せしめられてはならない、 雇傭者の側に、 労働者団体の特殊性を見なければならぬ。 然し、 しかし、この鎖の断ち切られるの日は、彼のより良き生活すらもが、 労働者団体が国民経済と社会的生活とについて果す任務を高く評価して居る。 「欲望の体系」 我々は、社会的、 個々人として、 賠償請求権が発生する場合に於て、その賠償額は現行法上果して損害全部を賠 が見られるのに対して、労働者団体に於ては、 生存するならば、威力ある資本の波にたゞやう* 経済的生活に於て同様に重要なる機能を果して居る団体の形態として、 かのゲマインシャフト [Gemeinschaft] 株式会社やそのカルテルなどに於ては、 彼等の団体に強き結びの鎖がある間は、 単に国民経済的、 のであろうか? 如何にしても、 と言う法的結論は出 が見られるのである。 損害額の制限 社会的機能が重要であると言 言は、本質意思に基く所の、 資本の恣意的温情にか 〔捨?〕 小舟の不安に Tない。 営利 尚自らの生活を 0 これは勿論承 原理は生じ得 労働者団体 的精神に貫 労働 者

根

0

ある。 従ひ、 然し又、 解すべきである。 は、 するのでは が労働者の 会に対する何等か るべきものは、 形をとる。 によつて、その実効性が乏しくなるのみならず、 なりと解釈することは、 力にまで成長して居り、 L 働者達その かい 底するが故に、 8 生存権 る所の物的 却てそれ自身深められ、 る法的確 に於ては、 社会規範を担う規範的確信であるのみではなくて、 法的 なく、 生存」 0 信を伴 、基礎をなすものと言はなけれ 確信に立たざる判決は、真に実定法を理解せるものに非ずとなすものである。 法によつて解決されることも多いのである。 破 普遍性をももつものであらねばならない。 法的確信をもつも 立法論ではなく、 の脅威ありとして、 人間であると言う事を肯定する限り認めざるを得ない 0) 法的 の不安によつて償はれてならないとすることは、 圧力が前提 滅 へる規範が実定法秩序の意味構造内に考へられる為には、 具体的なる実践的意味をもつものである。 立法意思を何等かの仕方で規定して居るとき、 イデオロギーとして、 の道であらう。 明 کے 確になるものである。 のであると云はねばならない。 解釈論として。 言は されねばならない。 か 7,, ばならない。 真の多数者の る事態は、 既にある社会を自己のトレー 現実との距離が甚だしくなり、 蓋し、 労働 然るに、 法的確定 それ故、 而も、 権 か、る見地に立つ解釈の態度は、 利に基 者団 生存権は、 の法的規範的確信であることが顧ねばならぬ 今、 信 体 法的確信は、 我々は、 然るに、 何なれば、 いて、 の損害賠 が 云うまでもなく労働者階級、 賠償責任について見るに、 その法的確信に支へられたる規範を実定法 根本的要請として、 人間存在に根源的なそして確実なるも あり、 賠償額に対して制限 法的確 ガ 労働者団: 償責 それを担う主体的 裁判は、 ーとするものでなけ そのトレー その やがてそれを認めるに至るから 任 信 0 限界につい は 1 体の存続を脅かす場合に於て かゝ 単 i 1 13 ガ あらゆる他 か る法的 ガ 然し法的 従て常に判例 が要求されるも 日勢力が て法的 る たる社会の全体 雇 が一定の社会的 傭 階 少くも ħ 確信にすること なら 0 強くなるに 確信と言 確 近当性 信を生 0 批 み妥当 然る 0

ると云う事によつて、 対して優越的であり、 要請は既に亦現実 より根源的である。然も、か、る生存権の要求が、現代に於ては、実に多数者の権利でもあ 〔的〕でもある。 かく論ずれば労働者団体の存続そのものを脅かす程度の

損害賠償に対しては法の保障は拒否されねばならぬ。 (級)

未完

- (\rightarrow) Sinzheimer, a. a. O. II Bd. S.1-2.
- 2 存在を認め、それを基礎として労働協約のUnabdigbarkeitを解釈論上承認したのである。 Lotomarは単に集団意思の個別的意思に対する優越の必要を認めたに止まらずして、かゝる優越を肯定する法的確信
- (\pi) Sinz[heimer], a. a. O. II Bd. S.61. u. S.65 ff
- 4 務者トノ合意ニヨリテ禁止シタルトキハ之ヲ譲渡スル事ヲ得ズ」ト。 独民三九九条曰く、 「債権ハソノ内容ヲ変更スルニ非ザレバ旧債権者以外ノ者ニ給付ヲ為ス事ヲ得ザルトキ、 又ハ債
- 5 . 処分ナサゞル義務ハ此ノ規定ニ反セザル限リ妨ゲズ。」と。 独民一三七条「譲渡シ得ル権利ヲ処分スル権能ハ、法律行為ヲ以テ之ヲ排除シ又ハ制限スルコトヲ得ズ。 力、 ル
- (\circ) Sinz[heimer], a. a. O. Π Bd. S.76
- 7 雇主(又はその団体)と被傭者団体との合意によつてのみ作り出さる、ものであり、且つ一つ〔の〕団体の構成員と他 個別的労働契約の無効なる部分が当然に労働協約の定めによつて補充さる、事〔こと―原文、以下同〕を理由づけ得る のではなかろうか、 ?書一二五頁—一二六頁 |団体の構成員との関係を規制するものであるとの事実を前にしては、この理由に訴へ得ない。] とせられるのである (上 後藤氏は次の如くに問題を発展させてゐられる。即ち、「個人意思に対する集団意思の優越といふ点からこの場合に との疑問. [註一八])。これは、 が存し、 然し「労働協約は唯 法典を根拠としては労働協約のUnabdigbarkeitが導かれ得ないが故に、 〔たゞ〕一個の団体によつて創設せらるゝものに非ずして

何等か他の原理からそれが認めんとする試を為し、再び、

か、る原理を批判して、か、る原理からは労働協約の

を見れば、 的パトスは却て普遍性を主張するのである。 担ふ為には、 者の生活感情によつて支へられるものであらうが、 され抱懐されるものではなく。 る労働協約に於て見て居られると思う。 に反するものである。 る優越を認める法的確信は、 立したからと言つて、 Unabdingbarkeitを導き得ざる事を明らかにする事によつて、 はその点曖昧である。 は無理からぬ事であるまい それは労働協約を個別的に見るからこそ、 遥かに用心深い態度であると言はなければならぬ。然し、労働協約が雇主又はその団体と被傭者 となす事を意味して居る。 むしろ、 logosの光に照らされねばならぬ。云はば、社会的一般性又は普遍性が要請せられるのである。 通常は違反されないと云う事態から見るも、 たとひ、 直ちに個人意思に対する集団意思の優越を認める法的確信の存在を否定する事は出 然し、 階級的人間が自覚さるゝに従て強まるのであるが、と言つて単に一階級のみによつて承認 か。 か、る優越が法的確信の問題と結びつけて問はれないならば、 雇傭者は一方の当事者であり、 却て普遍性を主張するものである。労働協約に於けるか、る優越は、 私は、 それは、 それも、 後藤氏は労働協約に於ける集団意思の個人意思に対する優越の意味を個別的 法典的根拠の欽如を以て直に強行的規範性を否定せんとするSinzheimerに比 個別的労働契約によつて労働協約に違反される場合には、 かゝる優越を認める法的確信の否定に導くのであつて、社会的にこれ か、る優越を法的確信の問題とせずに問はれて居るのであらうか。 法的確信と云て何等かの形態をもち、 如何に見ても実定法上の労働協約に強行的 他の当事者と対等者として労働協約を締結するものとし 当時のドイツに於てか、る法的確信が存し足ると思 法的 実定法上の意味は余り 世界に於て原理的 根源的には かゝる法的確 Ō 団 従て、

束するに止るものではない。 用して居る。 Sinzheimer, a. a. O. 限りに於て個人的処分から制限するの意思を以て労働協約を締結するのである。このやうに労働協約に反する労働契 締結の法律的 すなわち、 可能性の排除が協約当事者の追求する所である故に於て、 の宣言するに等しい。」 П Bd. S.78. 「労働協約の締結によつて当事者は単に労働協約に反するが如き労働契約を締結せざる点を収 即ち彼等は更に労働協約に反するが如き労働契約締結の法律的可能性を排 Sinzheimerはかくの如き、Lotmarを理解するにつき、 (Lotmar, Der Tarifverträge zwischen Arbeitgerbern und Arbeitnehmen 労働協約に反する労働契約を有効と宣 引証として次の如き文章を引

- (\mathfrak{S}) Sinzheimer, a. a. O. II Bd. S.79-80
- 10 ては、一の制度的な概念であると云はなければならない か、る私的自治は根源的法律意識であるが 〔、〕その定在は却て制度としての私法的法律秩序の中にある。
- (\(\frac{\pi}{2}\)) Sinzheimer, a. a. O. II Bd. S.81
- (2) Sinzheimer, a. a. O. II Bd. S.83
- (≅) Lotmar;Die Tarifverträge, S. 110
- (4) Lotmar; Der Arbeitsvertrag, I Bd. S. 78(45) Sinzheimer, a. a. O. II Bd. S.86-87.
- (\(\frac{\mathcal{H}}{\mathcal{H}}\)) Sinzheimer, a. a. O. II Bd. S.86-87(\(\frac{\mathcal{H}}{\mathcal{H}}\)) Sinz(heimer);a.a. O.I. S. Bd. 21.
- (8) Lotmar; O. I Bd. S.21.

17

後藤氏、

前掲書一三九頁。

19 20 果不利益を受くる労働者はこれに対して救済を求め得る法律上の途はない。[……-略-引用者、以下同] 従て〔した 制定はもと、、雇主によつて一方的になさる、ものなるが故に、もしこれに違反することが許されるとせば、 後藤氏も亦Lotmarの言葉を引用しつ、、類推さるべきに非ずして〔、〕次の理由をあげて居られる。即ち「従業規則 前掲書一三九頁。

がつて〕労働者の保護を目的とする限り、これに対して強行性を付与せざるを得ない。」所が「労働協約に於〔おい〕

- ては、それに反する労働契約を締結することは、 教授は妥当でなくとして居る して対抗手段をと〔採〕り得る。」即ち訴えによる義務の履行又は損害賠償の請求、 救済の途があるのだから、特別の規定なき限り強行性を有せず、と解すべし。又「多くの本質的差異」があるから〔後藤 (前掲書 一四〇頁)。 協約規範実現義務の違反となるが故に、協約当事者は直ちにこれに対 問題はむしろ***「多くの本質的差異」とせらる、ものが何であ 及団体的闘争手段がある。
- (원) Sinzheimer;a.a. O.П. S. Bd. 87-88

るに存する。

救済の有無は直ちに強行性の否定する根拠にはなるまい。

然しこの点は他日の考察に待ちたい。

3) Sinz(heimer);a.a. O. Π. Bd.. S. 89. ff

- 23 Sinz[heimer];a.a. O. II. Bd., S. . 92-93
- 結果、これを完全に貫徹するを妨げていた。蓋し、この見解によれば、労働協約の債権的権能は如何なる余地をも持 於てのみ、又従業規則にある労働協約の違反及本質的規定の非組織の労働者への適用に関する限りに於てのみ妥当する ないからである。 である。」とSinzheimerは言つて居た 「成程、Lotmarは労働協約の特殊な債権的側面は認識する。 それ故、 か、る機能は彼に於ては (Sinz[heimer]; a.a. O. Π. Bd. S. 93. Anm.2. (労働契約の中に入り込まない所の) 然るに労働規範に強行的効力を認める際の根本的見解 非本質的規定に関する限りに た
- 25 Sinz(heimer);a.a. O. Π. Bd.. S. 100-104
- 27 26 Sinz(heimer);a.a. O. Π. Bd.. S. 後藤氏前掲書一四三頁以下
- 29 28 (\mathfrak{S}) Sinz[heimer];a.a. O. II. Bd.. S Sinz(heimer);a.a. O. Π. Bd.. S. 117 102
- 31 Sinz[heimer];a.a. O. ∏. Bd.. S. 110.
- 32 Sinz[heimer];a.a. O. Π. Bd.. S. 115
- 33 Sinz[heimer];a.a. O. II. Bd.. S.
- 34 と云う。 Arbeitsrechtsに於て「平和義務は労働協約にとつて本位的 凡ゆる労働協約の根本的意向は労働権と労働平和との共同体の構成である。」 〔ジンツハイマーには〕労働協約の平和目的を主張する態度は常に見られる。 (a.a. O S. 264-265 (wesentlich)である。それなしには労働協約は存しない。」 例へば、 (a.a. O S.39) Arbeitstarifgesezに於て曰く、 又Grundzüge des
- 35 Sinz[heimer];a.a. O. Π. Bd.. S. 151-154
- 36 九六四〉二一六頁以下に収録 加古〔祐二郎〕 氏「近代法体系の多元的構造について」 法と経済第四巻 同 『近代法の基礎構造』〈日本評論社
- 37 て詳論している。 労働協約令が出た後一九二七年にSinzheimerはGrundzüge des Arbeitsrechtを公けにして居るが、 (a.a. O. S. 67. ff) 団結 の問題に

0

- 38 である)然して一方主体的なものに於ける主体は歴史、の主体であり、単なる個人でなくて、一定の歴史的性格をもて るに、そのやうな真実性は実を云へばこの根本的な『事実的な真理』もしくは『存在論的真理』ontologishe Wahrheitの る現実的社会である。 いはゆる主観的な、 九三三〕のなか「危機意識の哲学的解明」〔八―九頁〕三木氏に於ける事実的は単に存在的ではなく同時に存在論的 解釈に於ても問題となるは実体表現性(wahrheit)ではなくて、却て主体的な真実性(Warhaftigkeit)である。「然 即ち意識に於ける規定を現らわすのである」。(三木清『危機に於ける人間の立場』〔鉄塔書院
- 39 S.265.)一九一五年一月二九日のReichsgerihitの判決は相対的平和義務を当事者の推量的意思として承認し、個々の場合 Sinzheimerのか、る考へ方はArbeitstarifgesezに於ても、Grundzügeに於ても書かれて居る。 (A. T. G. S 137 ff. G. d. A
- 40 に於ては、絶対的なりや相対的なりやは当事者の意思にか、る事を宣言して居る。(G.T.G. S.139. **によつて商品販売を全然又は単に減少させたる、量に於てしか、為し得なかつた事により生じたる全損害の賠 「例へば労働者団体が雇傭者をボイコツトせる場合には、労働違反の結果雇傭者が生産を休止せざるを得ず、 或は
- (4) Sinz[heimer];a.a. O. II. Bd.. S. 214 ff.

を雇傭者は期待する事を得る。」(Sinz[heimer];a.a. O. II. Bd.. S. 213.

- 42 タリア〕及濠太利〔オーストラリア〕の立法をあげている。 Sinz[heimer];a.a. O. II. Bd.. S. 224. 賠償すべき損害額を限定し、損害発生の証明を免除せる立法例として伊太利
- 43 犯ものである。 つて、職業団体のWirksamkeitは最早缼く事を得ない。それ故、 つては、この職業団体が、 Sinzheimer, Rechtsfragenに於て曰く、「今日は職業団体は必要なる社会的機能を果して居る。進歩せる社会政策にと (Rechtsfragen S.28) 恰も個々の債務者に彼の生存に必要なる財産が**し去られるを許す事が債権法を犯すと同様である。」 それが支払うべき高き損害額によつて破壊され得る事をゆるす法律は、かゝる公けの利益を 少くもその維持は公けの利益の中に存する。事情によ

(結語

問題を散在させたま、、こ、で一応筆を止めざるを得ないのは残念である。こ、までを第一編にして、次の篇

に於て、問題の論理的な構造を吟味し、 そして他方、〔これを〕第二篇としたい。

(ミネルバの梟戦場の白昼にとびこむの前夜。) (手き)

〔翻刻者注記〕

(一) 第一頁の右上・欄外に「貧しき研究報告 一冊」と記されている。以下、漢数字をもって示す注記は、 翻刻者によるもの

漢字旧字体は現行のものにあらためたが、送り仮名等については、原文のままとした。 原文には、このような目次は掲載されておらず、翻刻者が原文のなかから見出し語を抜き出して作成した。 三月革命のことを指すと思われる。すなわち一八四八年フランスにおける二月革命の影響をうけて、 3 Ū ーッパ

地で革命運動が発生した。ドイツでは、ウィーン会議(一八一四―五年)後の復古的・保守的な体制への反発や産業革命後

史大系『ドイツ史』2一六四八年~一八九〇年(山川出版社・一九九六)第七章「一八四八革命」(川越修)二七九一三三八 革命が成功し、 主義的な憲法制定のためのフランクフルト国民議会が招集された。しかし同じく一〇月ウィーンおよび一一月ベルリンで反 ようとした軍隊と衝突して、革命へと発展した。それにより高まった統一の機運と相まって、同年五月、ドイツ統 に生まれた労働者階級の不満や民族解放への希求の高まりなどを背景に、市民と学生らによる暴動が発生し、これを鎮圧し 議会は解散させられて革命は失敗に終わった。詳しくは、成瀬治・山田欣吾・木村靖久〔編〕

五 付したものである(以下も、 同じ)。 (日本科学社・一九四六) のちに同・著作集第四巻 『労働争議法論』 (労働旬報社・一九七六)

匝

本文に付された傍線は、

沼田自身によるものである(以下も、

同じ)。また亀甲カッコ〔 〕を付した箇所は、

翻刻者が

七七頁以下に収録に続いて、 沼田が戦後『生産管理論』 (同前・一九七六)のなか(二三八頁注三。引用は、同前書による。以下、同じ。)で、沼田は大学院に進学したとき 執筆・刊行した『日本労働法論』 中巻 (同前・一九四八) のちに同前著作集第

- して同教授に謝意を表したい」とのべていた。 トマールの同書を指導教授であり、戦後はその岳父となった石田文次郎 (一八九二~一九七九) から貸与されて読んだと 「記
- 当ニアラス、然レトモ賃率契約ナル名称ハ最普通ニ用ヒラル、カ故ニ今ハ之ニ従フ」とのべることにより、同人が 於テ将来締結セラレルヘキ個々ノ労務契約ノ基礎トナルヘキ賃銀其他ノ労働条件ヲ定メル契約」をいうとし、「或ハ之ヲ労 と邦訳したのが福田徳三(一八七四~一九三〇)——同「労働協約一班」『商業大辞書』補遺〔一九〇八〕のちに 関係に関し一般共通の条件を協定して個々の労働契約の基礎と為すの意思を公表する集合的約束を云う」として、 について規定されており、また法的意義も契約とも異なるとして、「雇主と労働者とが任意に各自団体組織の下に労働雇傭 うドイツ語を「賃率契約」と直訳した。これに対して、その内容が必ずしも賃金にかぎられず、広く待遇に係わる労働条件 なる訳語が必ずしも適訳であるとは認識していなかったことに留意すべきであろう。 一○巻二号(一九一○)のちに同『民法研究』第一巻 九四八] 一一二頁)。ただし石坂・前掲書四四八頁は「賃率契約」について「一人又ハ多数ノ企業者ト多数ノ労働者間 日本で初めてドイツの労働協約法制を紹介した民法学者の石坂音四郎 それが当該事象および概念を表わす文言として定着したとされる(吉川大二郎 後編[同文館・一九二〇]四一四頁以下および同「労働協約」『経済学考証』[佐藤出版部・一九一八]一六八頁: (Collectiver Arbeitsvertrag) ト称ス」とものべている。つまり同前書四四八―四四九頁は インターネット上に公開されている国立国会図書館のデジタル化された収蔵書を利用した――であり、以後わが (有斐閣・一九一五 (一八七七~一九一七) 〔訂正三版〕) 四四七頁以下で"Tarifvertrags"とい 『労働協約法の研究』 が 「賃率契約ト称スルハ 賃率契約_
- 七 特ニコノ目的ノタメニ同盟罷業又ハ労働者解雇ノ手段ニ出ヅルガ如キ約定又ハ結合ヲナスコトヲ禁止シ、又コレヲ処罰シ 項「工業主、工業的助手、 工業法一五二条は、つぎのように規定されている(後藤清『労働協約理論史』〔有斐閣・一九三五〕一七頁〔注13〕による)。 沼田が傍線を付した文章は戦後、 タル従来ノ規定ハスベテコレヲ廃止ス」。 職人又ハ工場労働者ガ良好ナル賃銀条件及ビ労働条件獲得ノ為メニ、約定又ハ結合ヲナスコト 沼田・前掲『日本労働法論』中巻二三三頁 (注3の箇所)で、そのまま利用されている。
- 項「良好ナル賃銀条件及ビ労働条件獲得ノ為メニスル約定又ハ結合ニ加 又斯カル約定又ハ結合ヲ理由トスル訴ハ許サレザルモノトス」。 ハリタル者ハ、 スベテ自由ニコレ コリ

- 約定に加はらしめ又は約定に従て一定の行為をなさしむる行為の既遂・未遂を罰し、又同様の手段に訴へて約定より脱退 んとする者を妨ぐる行為の既遂・未遂を罰した(三か月以内の禁固。但し刑法上より重き刑罰に該当するときはそれに従ふ)」 同前所)という内容であった。 五三条は「身体に対する強制、 脅迫、 名誉の侵害又は同盟絶交等の手段によつて他人をして第一五二条い
- (十) Unabdingbarkeitという文言の訳語については、沼田稿一Aの注記の七における説明を参照
- 草書房・一九七九〕一三七頁)。 全体像を描いたのが、 らによる中間派の三つの分派が見られた。ドイツ・マンチェスター学派に対抗する「講壇社会主義」の生成・発展・終焉 との意味の蔑称が与えられた。 と主張した。これに対しそれは社会主義者らの有害思想と何ら変わりはないと批判し、大学の講壇に立つ者による社会主義 史学派」の経済学者らは一八七三年、社会政策学学会を設立し、国家の社会改良政策によって社会問題の解決を実現できる 九三七)とともに、これを「感激をもって読んだ」と回顧している(同「一労働法学者の服部英太郎像」『行人有情』 九六九〕に上・下として分けて収録されている)。沼田は大学院在学時に、風早八十二『日本社会政策史』 一九世紀後半、 であった 労働者の生活は困窮の度を増していった。 プロイセンによりドイツ帝国として国内統 (戦後一九四九年、 刊行当時、 講壇社会主義には、ワーグナーに代表される右派、ブレンターノらの左派そしてシュモラー 菊版七○○頁におよぶ、 再刊され、また同 自由放任政策を支持した「ドイツ・マンチェスター派」に対し、 大河内一男の大著『独逸社会政策思想史』(日本評論社 『著作集』 一がなされ、 第一、第二の両巻 本格的に資本主義が発展するなかで、 〔青林書院新 社・一九 八六八、
- 十三 (十二) ここでも、「一齣」稿の文章が前掲 れに対し労働法における人間とは、具体的な「労働者」であり、「使用者」である ぼそのまま利用されている。 近代市民法上「人」は、抽象的 な 「権利能力」の主体としての法的地位が承認されている 『日本労働法論』中巻二三三頁 (注4が付された箇所) (日本の労基法九条、一○条、労組法三 で送り仮名を訂正 (日本民法典三条参照)。 ほ

京大学出版会・一九六二〕五―七頁)で「社会の中なる人間」「集合人」と呼んでいる。これに対し、

!任講演である"Der Mensch im Recht"(1927) /「法における人間」(桑田三郎・常盤忠助允

訳

)、ジンツハイマーはナ 同著作集題第五巻〔東

条および労働契約法二条参照)。ラートブルフGustav Radbrucf(一八七八~一九四九) はフライブルク大学におけ

— 107 —

ている (同前書四〇―四一頁)。 とを余儀なくしている資本主義の原理を飛越することは出来ない」とのべて、ラートブルフの理解について批判的に言及し 人格者の性格」を論じている(前掲書四〇―四三頁)。そのなかで沼田は「時代精神をその人間像からみる文化科学の立場 も目を通していたかどうかは不明である。 沼田はおそらくラートブルフの論稿 報告書一五号〔一九六七〕三六頁)。そのなかで同人は「階級的存在としての人間」と称している。本「一齣」稿執筆当 テーマを取り上げた("Das problem des Menschen im Recht"/「法における人間の問題」 チスに追われてオランダに亡命し、一九三三年にアムステルダム大学教授就任に際し行なった講演で、ラートブルフと同じ ,陥り易い偏向は運動する現実的社会関係の弁証法的発展を捨象することである」として、「労働法が資本主義社会の法で 労働者が社会的有用労働としての没個性的労働力のトレーガーとして、 (講演録)を読んでいたと思われる。しかし、それに加えて、ジンツハイマーのそれを 敗戦直後の時期、 沼田は、前掲 『日本労働法論』上において「労働法学上の法 かかる一面性において社会関係を結 〔清正寛 訳 九州工業大学研

十四 ベニスの法に基づき自らの権利を行使 唯一持参した(拙稿・前掲「沼田稲次郎の青春」六九(四一〇)頁(注)一三八を参照)というイェーリングの の闘争』の原書(kampf uns Recht)における記述内容(シャイロックがユダヤ人であれ、同人はベニスの市民と同じく これはいうまでもなく、 シェークスピアの戯曲 〔主張〕 している)を前提としているのであろう。 『ベニスの商人』を念頭においたものであり、また沼田 『権利のた

十五 保護政策の実現に意を用いることにならざるをえない。 資本」あるいは、それを体現する国家は、労働者が担う労働力の摩滅を防止するために、労働力の維持・培養としての労働(者 問に関する最新の論稿と思われる。 自らの利益追求にのみ関心を払う個別資本に対し、資本主義経済体制の維持・発展を実現すべき、 なお田中良一「大河内一男における『社会的総資本』概念」ソシオロゴス三四号〔二○一○〕 一—二四頁参照は、上記 沼田はそのような発想を、大河内一男の著書から学んだのであろう 支配階級としての

.作品社・二〇〇〇] 六二〇頁) ヘーゲル「法哲学要綱」(一八二〇)の「まえがき」の末尾で、つぎのようにのべている (長谷川宏

歴史は、 一世界を思考する哲学は、現実がその形成過程を終了し、 必然の過程として示しているので、 現実が熟したときはじめて理念的なものが現実の対極にあらわれ、 確固たる形を得たのちに、 はじめてこの世にあらわれるのだ。 現実世

界の本体をとらえ、それを知的王国の形態へと構築するのである。……ボネルバの梟は、せまりくる夕暮れととともに

はじめて飛びたつのだ」。

あるとの認識をしていたのであろうか。 慨嘆していたのではないかと思われる。沼田は戦後も、 へと向かわざるをえないことを思い、 知恵の神の使いである梟が一日の終る夕方の空へと飛び立つのとは異なり、 表わすことがしばしばあった。それは労働法学もまた、現実世界の展開が終ったあとに、それを理解・構成するもので 未完のままに終えるとしなければならなかった。 自らを、又は労働法学について「ミネルヴァの梟」という言葉をもっ 沼田は世 沼田は自らの学問の世界への惜別を の動向も定まらぬ白昼、 しかも戦場